第５章　スウェーデンの断種法と断種補償

目　　次

Ⅰ　断種法の制定及び改正（廃止）の経緯と概要

　1　1934年法制定前

　2　1934年法

　3　1941年法

　4　現行断種法（1975年法）

　5　性別変更の要件としての断種

Ⅱ　優生手術の対象範囲

Ⅲ　優生手術の実施状況

Ⅳ　社会の反応

Ⅴ　被害者に対する補償

　1　1999年補償法に至る経緯

　2　1999年補償法の概要

　3　1999年補償法に基づく断種補償委員会

　4　1999年補償法による補償の実績

　5　2018年性別決定関連断種補償法に至る経緯

　6　2018年性別決定関連断種補償法の概要

　7　2018年性別決定関連断種補償法による補償の実績

Ⅵ　教育

　1　1934年法及び1941年法施行時の断種等に関する教育

　2　強制断種等に関する現在の教育

　「福祉国家」といわれるスウェーデンでは、第二次世界大戦前から強制断種手術が行われていた。1990年代にその実態が同国の主要日刊紙で大きく報じられ、被断種者に対する国の補償が行われた。

本章では、スウェーデンにおける断種法制定の経緯、断種法の概要、断種の実態、断種をめぐる社会の反応、補償法制定の経緯、補償法の概要、補償の実施状況、性別決定関連断種とそれに関する補償、断種や優生学と教育の関わりなどについて述べる。

Ⅰ　断種法の制定及び改正（廃止）の経緯と概要

１　1934年法制定前

（1）スウェーデンにおける人種生物学の展開

　人種生物学（rasbiologi）及び人種衛生学（rashygien. 「第4章Ⅰ1(1) 社会ダーウィニズムと優生学」を参照）の語はドイツ語に由来するとされ、特に後者はドイツの医師・優生学者であるアルフレート・プレッツ（Alfred Ploetz）による造語であるとされる。また、後者は、イギリスの人類学者フランシス・ゴルトン（Francis Galton）による造語である優生学（eugenik）の語とほぼ同義であり、前者はその指し示す内容が部分的に重複する。1905年のプレッツ、遺伝学者であるフリッツ・レンツ（Fritz Lenz）、人種学者であるハンス・ギュンター（Hans F.K. Günther））による人種衛生協会（Gesellschaft für Rassenhygiene）の設立は、1909年のスウェーデン人種衛生協会（Svenska sällskapet för rashygien）の設立を促す刺激となった[[1]](#footnote-1)。

19世紀半ばにスウェーデンの人口は約400万人に達し、100年間で人口は2倍以上に増加した。1840年から1930年の間に約100万人のスウェーデン人が米国・カナダに移住したにもかかわらず、人口は引き続き増加し、20世紀初頭には約500万人強となった。その主な原因は、19世紀半ばで22%強であった乳児死亡率の劇的な低下であった。また、19世紀後半には工業化の進展により、市民の生活の型も変化した[[2]](#footnote-2)。

このように社会・経済状況が劇的に変化し、また、勃興する新たな民主主義の制度や考え方――例えば普通選挙[[3]](#footnote-3)等――を、個々に大きく異なる人間の集まりである大衆（massan）にどのように取り入れるかは、スウェーデンに限らず19世紀の為政者にとっての懸念材料であった。そのような為政者にとって、人種生物学は、社会が滅亡を避けるためには、人間を「より良い」人間と「より悪い」人間に実際に分類しなければならないことの科学的な証拠を提供しているように思われた[[4]](#footnote-4)。

　こうしたこともあって、1870年代以降、自然淘汰などのダーウィン（Charles Darwin）の考え方を通じて人間や社会進化を解釈しようとする社会ダーウィニズムが世界的に流行し、それに立脚する人種生物学（あるいは人種衛生学・優生学）を政策に反映させる動きが議論され、実施されるようになった[[5]](#footnote-5)。

　スウェーデンにおける人種生物学は、上述のように、この研究が盛んであったドイツの影響を受けて発展した[[6]](#footnote-6)。1909年に設立されたスウェーデン人種衛生協会は、社会の発展について人種衛生学の観点から強力なロビー活動を行った。その背景には、人種生物学研究所の設立と断種法の導入という二つの目標の達成を目指す、研究者と政治家の横断的ネットワークがあったとされている。前者の目標は1922年、後者の目標は1934年に達成された[[7]](#footnote-7)。

（2）国立人種生物学研究所の設立（1922年）

　人種生物学に関する世界初の研究機関である国立人種生物学研究所（Statens institut för rasbiologi: SIFR. 〔英訳〕State Institute for Racial Biology）は、1921年の国会議決[[8]](#footnote-8)に基づき、1922年にウプサラに設立された。初代所長は同研究所設置の原動力でもあった人種生物学者のヘルマン・ルンドボリ（Herman Lundborg）であった[[9]](#footnote-9)。ルンドボリは人種生物学研究の代表的な人物の一人であり、スウェーデン人種こそが「純粋」であり、その純粋さは持続させなければならないと主張した[[10]](#footnote-10)。

　しかし、ドイツで人種衛生学がナチ党のイデオロギー及び政策に組み込まれていくと、ナチ党台頭の動きを警戒するスウェーデンでは、米国において優生学への批判が高まったのと同様に、科学としての人種生物学への支持が減少した[[11]](#footnote-11)。このため同研究所の活動は構想されていたほどには拡大せず、スウェーデン全国民の人種生物学的目録を作成するという当初の壮大な計画にもかかわらず、結果はルンドボリ自身のサーミ人[[12]](#footnote-12)に関する著作の出版（ルンドボリはサーミ人を「退化した人種（degenererad ras）」とみなしていた。）程度にとどまり、むしろ後述する断種法制定に際しての照会機関の役割が重要であったとされている[[13]](#footnote-13)。しかも親ナチであり、ドイツの人種衛生学者と絶えず接触のあったルンドボリが1935年に引退すると、政府は後任の所長として、科学としての人種生物学に批判的であったグンナー・ダールベリ（Gunnar Dahlberg）を任命し、同研究所の活動は人種生物学から遺伝医学・社会医学の研究に移っていった[[14]](#footnote-14)。1959年に同研究所は正式に廃止され、同研究所の研究はウプサラ大学の遺伝医学研究所（Institutionen för medicinsk genetik）に移管された[[15]](#footnote-15)。

　このようにスウェーデンにおいては、科学としての人種生物学研究が退潮する一方で、断種法が制定され適用された。この制定・適用のキーパーソンとなったのは、精神科医で第一院（上院）議員であり、国会で断種に関する重要動議を提出したアルフレッド・ペトレン（AlfredPetrén）と、ウプサラ大学副学長（のちに学長）で国立人種生物学研究所理事（後に副理事長・理事長）等を務め、またスウェーデン医療庁（Medicinalstyrelsen）[[16]](#footnote-16)の科学諮問委員会委員として、長年にわたり同庁における断種問題の専門家の地位にあった生物学者のニルス・フォン・ホーフステン（Nils von Hofsten）であった[[17]](#footnote-17)。

（3）アルフレッド・ペトレンの動議（1922年）

　スウェーデンにおいて断種法制定が国政課題として国会で初めて取り上げられたのは、1922年の第一院（上院）[[18]](#footnote-18)における動議（第一院動議第38号）[[19]](#footnote-19)である。ペトレン議員により1922年1月18日に提出されたこの動議は、厳密な医学的理由に基づくもの以外に断種を行い得る場合について規定するための端緒として、国会が、政府への通知により、政府が、いかなる状況の下で精神薄弱者、精神疾患者、てんかん病者、反道徳的行為（性犯罪）を犯す懸念のある者の断種を行い得るかについての調査を〔専門家に〕行わせ、また当該調査が〔提案する〕根拠を与え得る法律案を国会に提出するように、政府に要求することを提議するものであった[[20]](#footnote-20)。

　当該動議の審査を行った国会の第二立法委員会（andra lagutskottet）[[21]](#footnote-21)は、1922年5月27日、委員会報告書で当該動議に関連した要求を政府に行うよう国会に要請し[[22]](#footnote-22)、1922年6月2日、国会はこの委員会の要請を承認し、政府（形式的には国王）に通知した[[23]](#footnote-23)。

（4）1929年断種法案調査委員会報告書（SOU1929:14）（1929年4月）

上述のペトレンの動議に始まる国会の要求を受け、政府ではスウェーデン医療庁が、精神疾患者、精神薄弱者及びてんかん病者に対して断種を行う条件及び手順に関する調査を行い、1924年10月28日に要求された調査結果を提出した。その際に同庁は、政府が法律学、精神医学及び外科学の専門家を特別に招集し、同人に、特定の精神薄弱者、精神疾患者及びてんかん病者の人道的理由による断種の問題の調査を行わせ、またそれに関する法規定の提案を提出するよう委任することを提議した[[24]](#footnote-24)。

この提議等を受けて、1927年12月30日、政府は当時の社会大臣に、精神薄弱者、精神疾患者及びてんかん病者の特定の場合の断種の承認に関して社会省内の調査を支援するため、専門家を召喚することを委任し、この委任に基づいて、地区裁判所所長判事グスタフ・リンドステット（Gustaf Lindstedt）を長とする、専門家で構成される調査委員会が組織された。他の委員はいずれもルンド大学の医学者で、エリス・エッセン-メラー（Elis Essen-Möller. 婦人科学・産科学教授）、エイナル・フェーヴァル（Einar Sjövall. 病理学・法医学教授）、ヴィクトル・ヴィーゲルト（Viktor Wigert. 精神医学教授）であった。1929年4月30日、この調査委員会は、社会大臣に対して、断種法案の草案を含む調査委員会報告書（SOU1929:14）を提出した[[25]](#footnote-25)。

この1929年調査委員会報告書に収められた断種法案の草案は、当該時点のスウェーデンの法規定の下では、純粋な医学的適応（medicinsk indikation）によって行われない限り、断種は対象者本人の同意があってもほとんど例外なく違法となっているという見解に基づいた上で、次の場合に断種が許可されるものとした。

a)　ある者が、遺伝子のために、自分自身の世話をすることを不能にする精神疾患、精神薄弱又はてんかんをその子に移転すると推測する根拠ある理由が存在する場合（優生学的適応）

b)　ある者が上述の疾患により永続的にその子の監護（権）を取り扱うことができず、かつその理由は当該疾患が遺伝性であることと推測できる場合（社会的及び優生学的適応）[[26]](#footnote-26)

　ただし同草案は、被断種者が断種措置の意味を理解してそれに同意しない限り行ってはならないとし、従って当該措置の意味を理解できない精神状態の者に断種を行ってはならないとした。また同草案は、その子の監護（権）を取り扱うことができないという社会的理由のみに基づいての断種は許可されないともした[[27]](#footnote-27)。

　また、同草案には、刑事政策上の目的での断種に関する規定は含まれていなかった。反道徳的行為（性犯罪）を犯す者や性的異常者を予防する目的での去勢については、当該の者がもたらし得る社会的リスクが高まるのとほぼ並行して、これらの場合における去勢についての医学的適応が高まることが判明しているため、特別な立法なく、断種の権限を医師の手に委ねることが正当化されると、調査委員会において判断されたためである[[28]](#footnote-28)。

　しかし、この1929年調査委員会報告書の草案に対しては、意見照会（remiss）[[29]](#footnote-29)を受けた関係機関の中から強い批判が寄せられた。その主な点は次の三つである[[30]](#footnote-30)。

①法的能力を有する者の断種に関する立法の要否

1929年調査委員会報告書の草案が、現行法の下では、断種が純粋な医学的適応を除き、対象者本人の同意があってもほとんど例外なく違法となっているという見解に立っているのに対し、スウェーデン医療庁[[31]](#footnote-31)等は、現行法においても、優生学的適応又は社会的適応が存在するという条件の下で、自身が断種を受けることについて同意した法的能力を有する者に医師が断種を行うことは許容されており、したがって法的能力を有する者の断種に関する立法は不要であるとの見解を示した[[32]](#footnote-32)。

②精神疾患者、精神薄弱者等への対象の限定（強制断種の可否）

　スウェーデン医療庁等は、上述の見解を踏まえ、新たな断種立法は、精神疾患、精神薄弱又はその他の精神活動の混乱のために、断種措置を評価してそれについての態度を決めることができず、従って法的に拘束力のある同意を与えることができない者を対象とするように限定されるべきであるとの見解を示した[[33]](#footnote-33)。1929年調査委員会報告書の草案が本人の同意を要件とする任意断種を原則としているのに対して、同意を与えることができない者に法律の対象を限定すべきというこれらの見解は、必然的に、当該の法律に、本人の同意に基づかない断種（強制断種）の規定を盛り込むよう導くものであった。

③社会的適応による断種

　1929年調査委員会報告書の草案が、社会的適応のみを理由としての断種を認めていないことに対して、スウェーデン社会庁等は、生活様式の乱れ等によって父親又は母親としての義務を果たすことについて無能力又は無価値となった者について、同人が子を持つことを社会が受忍できないような場合にも断種の適応になるとの見解を示した[[34]](#footnote-34)。

　こうした批判のため、1929年調査委員会報告書の草案は、結局、政府が当該草案を踏まえて断種法案を含む議案を策定し、国会に提出する動きにはつながらなかった。

（5）1933年断種法案調査委員会報告書（SOU1933:22）（1933年7月）

1933年1月20日、ペトレンは再び動議を提出し（第一院動議第188号）[[35]](#footnote-35)、国会が、政府への通知により、政府が断種法の新しい提案を準備するよう要求することを提議した。当該動議を審査した第二立法委員会は、同年3月2日、委員会報告書で、国会が政府に対して、政府が、当該問題について1922年に同委員会が委員会報告書[[36]](#footnote-36)により表明した見解を考慮しつつ、どのような条件の下で、またどのような手順で、精神薄弱者、精神疾患者及びてんかん病者の断種を行い得るかについて再調査を実施するよう要求することを要請した[[37]](#footnote-37)。同年3月10日、国会はこの委員会の要請を承認し、政府（形式的には国王）に通知[[38]](#footnote-38)した[[39]](#footnote-39)。

　この国会の動きに対して政府は、第二立法委員会報告書の国会承認に先立つ1933年3月8日に、別件（刑事法の一部改正）の調査のために司法省に招集されていた刑法学者のラグナル・ベリエンダル（Ragnar Bergendal. ルンド大学刑法学・法理学教授）に対して、司法大臣が、問題とされている断種立法に関するこれまでの文書を引き渡し、この断種立法の問題に関して更に必要な調査を実施するとともに、翌1934年の国会への提出に間に合うように断種法案の草案を急ぎ提出するよう命じた[[40]](#footnote-40)。ベリエンダルは単独調査委員（enmansutredare）として1名で調査委員会を組織して[[41]](#footnote-41)調査を行い、1933年7月22日に、司法大臣宛てに、当該草案を含む「特定の精神疾患者、精神薄弱者又はその他の精神活動の混乱に苦しむ者の断種に関する法案」（SOU1933:22）と題する調査報告書[[42]](#footnote-42)を提出した。この調査報告書に含まれたベリエンダルによる草案が、1934年法の基礎となった。

２　1934年法

（1）1934年法制定に至る経緯

1934年2月9日、政府（形式的には国王）は「特定の精神疾患者、精神薄弱者又はその他の精神活動の混乱に罹った者の断種に関する法律案についての政府議案」（第103号）[[43]](#footnote-43)を決定し、1934年2月17日に断種法案を含む当該議案を国会に提出した[[44]](#footnote-44)。当該議案を審査した第二立法委員会は、1934年4月24日に同議案を可決し[[45]](#footnote-45)、国会は1934年5月8日に同議案を可決した[[46]](#footnote-46)。成立した断種法（「特定の精神疾患者、精神薄弱者又はその他の精神活動の混乱に罹った者の断種に関する法律」（スウェーデン法令全書1934年第171号。以下「1934年法」という。）[[47]](#footnote-47)は、同年5月18日に公布され、1935年1月1日から施行された。

（2）1934年法の概要

　1934年法、関連する同法施行令（スウェーデン法令全書1934年第521号）[[48]](#footnote-48)及び1934年特定断種報告令（スウェーデン法令全書1934年第522号）[[49]](#footnote-49)の概要は、次のとおりである[[50]](#footnote-50)。

①断種手術の対象者

　法律の題名が「特定の精神疾患者、精神薄弱者又はその他の精神活動の混乱に罹った者の断種に関する法律」となっているように、1934年法の適用範囲は限定されており、断種に同意する能力を持たない者（法的無能力者）のみを対象とするものであった。換言すれば、1934年法は、断種手術の意味についての洞察を欠くか又はそれを理解していない者を本人の同意なしに断種するための法的根拠を提供するものであった。

したがって、1934年法は、健常者又は断種手術の意味を理解している精神薄弱者若しくはその他の病気等の者が本人の要求により又は本人の同意後に断種を受ける場合については規定していない。当時の立法者の見解では、このような者への断種は、同人の要求又は同人の同意により、特別な法的根拠なしに許可されるとされた[[51]](#footnote-51)。この見解は、他の医療上の手術と同程度に許容できるとみなされる医療上の理由による断種の場合に適用され、その他に、優生学的、社会的、人道的又は刑事政策的な性質を有するやむを得ない理由がある場合にも、被断種者の同意を得て断種を行うことが許されるものとされた[[52]](#footnote-52)。

1934年法第1条第1項[[53]](#footnote-53)は、本人の同意なしに断種される者の基本的な前提条件を規定する。精神疾患、精神薄弱又はその他の精神活動の混乱に罹った者が、そのために将来、その子の監護に責任を負うことができなかったり、遺伝子を通じて精神疾患又は精神薄弱を子孫に遺伝したりすることが合理的に推測可能であり、かつ同人が精神活動の混乱によって、断種に有効な同意を与える能力を永続的に欠いている場合には、同人の同意なしに断種を行うことができる。

ただし「精神疾患、精神薄弱又はその他の精神活動の混乱に罹った者」や「子の監護に責任を負うことができないこと」の範囲は曖昧であり、広く解釈することが可能であった。

なお、医療上の理由による断種は、これらの者についても特別な法的根拠なしに行い得ると考えられるため、本法の適用外とされた（1934年法第1条第2項）。

②スウェーデン医療庁による断種許可とその例外

　1934年法第1条第1項による本人の同意のない断種は、スウェーデン医療庁の許可が必要である（1934年法第2条第1項）。当該許可は、被断種者の状況に応じて、その配偶者、監護権を有する者、後見人、同人が入所する施設の医師又は管理者が意見を表明する機会が与えられていることが前提として必要とされる（1934年法第2条第2項）。

ただし精神薄弱者に対しては、2名の医師が合議後に、1934年法第1条第1項に掲げる断種の理由が存在していることを見いだし、かつ1934年法第2条第2項にいう意見を表明する機会が与えられる者が書面により同意した場合には、スウェーデン医療庁の許可なしに、同人に断種を行うことが可能とされた（1934年法第3条）[[54]](#footnote-54)。

③断種の許可

　スウェーデン医療庁への断種許可の申請[[55]](#footnote-55)は、被断種者本人[[56]](#footnote-56)のほか、同人の状況に応じて、1934年法第2条第2項に掲げる者、貧困保護委員会[[57]](#footnote-57)、児童保護委員会[[58]](#footnote-58)が行うことができる（1934年法施行令第1条第1項）。申請は定められた様式に従って書面で行い、かつ申請者が自筆で署名していなければならない（1934年法施行令第1条第2項）。

　断種許可の有効期間は1年間であり、1年以内に断種が行われない場合には当該許可は失効する（1934年法施行令第5条）。

④断種の実施

　断種は資格を有する医師が、一般的に健康に損傷を与えない性質の手術によって行わなければならない（1934年法第4条第1項）。また、1934年法第3条にいうスウェーデン医療庁の許可なしに行う精神薄弱者の断種は、病院、診療所又はスウェーデン医療庁が承認した施設で行わなければならない（1934年法第4条第2項）。なお、断種を実施し又はそれに関与した医師又はその他の者は、当該断種に関する秘密を守り、正当な理由なくそれを開示してはならないとされた（1934年法第5条）。

⑤断種実施の報告義務

　断種を行った医師は、当該断種に関する報告を、所定の様式により、1か月以内にスウェーデン医療庁に行わなければならない（1934年法施行令第8条）。1934年法第3条に従ってスウェーデン医療庁の許可なしに断種を行った場合には、当該断種に関する全ての文書も併せて同庁に送付しなければならない（同）。

　なお1934年法に基づかない断種を行った医師も、当該断種に関する報告を、所定の様式により、1か月以内にスウェーデン医療庁に行わなければならない（1934年特定断種報告令第1条）。

⑥異議申立て

　断種に関するスウェーデン医療庁の決定については、通知の日を含め20日以内（第20日目は正午まで）に、国王に異議申立てを行うことができる（1934年法第6条）。

⑦罰則等

　同法の規定に違反し又はそれを無視した者に対する罰則（1934年法第7条及び第8条）、国王が同法の適用に関して必要な規定を定める権限について規定されている（1934年法第9条）。

⑧物理的強制を伴う断種

　上述のように、1934年法は本人の同意のない断種を規定するものであったが、例えば身体を拘束すること等による物理的強制を伴う断種を認めるか否かについては、同法では明文化されていない。ただし1934年法の政府提出議案（第103号）[[59]](#footnote-59)において、当時の社会大臣は、断種に関する法律には本来の意味での強制断種に関する規定を含めるべきではないと考えていること[[60]](#footnote-60)、また、断種の個人的な性質を考慮すると、当事者（被断種者）の嫌気（motsträvighet）を克服することができない場合には断種を行わないことが最も適切であり、そのような場合には別の種類の保護措置が講じられるべきであること[[61]](#footnote-61)を述べている。この物理的強制を伴う断種の実施を否定する社会大臣の見解は、ベリエンダル草案及び同草案が立脚する1922年及び1933年の国会の第二立法委員会報告書[[62]](#footnote-62)と同一であり[[63]](#footnote-63)、したがって1934年法の立法者の見解では、同法において物理的強制を伴う断種の実施は認められていないと解することができる。

　ただし、後述するように、1934年法において物理的強制を伴う断種の実施が認められていなかったことは、同法の下で本人の意に反する断種が行われなかったことを意味するものではない。実際には、断種を施設からの退所の要件とする、嘘をつく等、物理的強制以外の様々な方法を用いて断種が行われた[[64]](#footnote-64)。

３　1941年法

（1）1941年法制定に至る経緯

　1934年法制定の時点から、国会は既に同法改正に向けた動きを開始していた。同法の可決（政府提出議案の承認）を国王（政府）に通知する国会議決通知1934年第228号（1934年5月8日）[[65]](#footnote-65)において、国会は政府に対して、a）いかなる状況の下で法的に能力を有する者の自由意思による断種を行うことができるかについての調査を行わせ、当該調査に基づく議案を国会に提出すること、b）道徳的犯罪者（性犯罪者）に、その病的素質を阻止し又は無効とするのに適した手術を受けさせることが可能であるか否か、またいかなる状況の下で可能であるかについての調査を行わせ、当該調査に基づく議案を国会に提出すること、の2点を併せて要求した。1934年法の施行前に国会がこのような要求を行ったことは、当時の立法者が、1934年法よりも広範な適用範囲を有する断種法の制定を既に意図していたことを示すものとなっている。

1935年11月29日、政府はa）について、当時設置されていた人口委員会（befolknings-kommissionen）に、調査を実施し、調査結果を司法省に提出するよう命じた[[66]](#footnote-66)。

1930年代のスウェーデンにおいて、人口問題への対応は喫緊の政策課題であった。同国の出生率は1880年前後から減少し、1933年及び1934年には世界最低となった[[67]](#footnote-67)。長く移民の流出国であったスウェーデンは、1930年に移民の流入国へと転換した。1934年11月、ミュルダール夫妻[[68]](#footnote-68)は共著『人口問題の危機（Kris i befolkningsfrågan）』を刊行し、スウェーデンにおける低出生率の継続がもたらす問題と、人口問題に対処するための一連の社会改革（住宅政策、子供政策等）について論じた。同書は学術書にもかかわらず、翌1935年にはベストセラーとなった[[69]](#footnote-69)。また、同書で述べられた社会改革の多くは、1928年に「国民の家（folkhemmet）」の政治概念を掲げ、1932年から1946年まで政権を担当した[[70]](#footnote-70)、社会民主労働党（Sveriges social-demokratiska arbetareparti）のハンソン（Per Albin Hansson）内閣の政策に反映され、後にスウェーデンが「福祉国家」と呼ばれる基礎を構成した。

この展開を受けて、1935年に入ると、国会の上下両院において、人口問題及び関連する社会改革について政府に調査を行わせ、当該調査結果を踏まえた議案を政府が国会に提出するよう要求する議員の動議が立て続けに提出された。1935年4月30日、国会は政府に対して、これらの動議に関連してスウェーデンの人口問題についての調査を行わせ、当該調査に基づく議案を国会に提出するよう要求することを議決した（国会議決通知1935年第181号）[[71]](#footnote-71)。

　上述の国会議決通知を踏まえて、政府は1935年5月17日、当時の社会大臣に、人口問題及びこれに関連する政策課題を包括的に調査するため専門家を召喚することを委任し、この委任に基づいて、人口問題及びこれに関連する政策課題を包括的に調査するための専門家で構成される調査委員会が組織された。これが人口委員会である[[72]](#footnote-72)。

　人口委員会の委員長には、第一院（上院）議員で貿易担当大臣、財務大臣等を歴任した統計学者のニルス・ヴォリン（Nils Wohlin）が任命され、委員には、グンナー・ミュルダール、ホーフステンのほか、医学博士で女性運動家のアンドレア・アンドリーン-スヴェドベリ（Andrea Andreen-Svedberg）、第二院（下院）議員で後に第二院（下院）副議長となるカール・マグヌソン（Karl Magnusson i Skövde）、社会民主労働党の運動家で後に第二院（下院）議員となるディーサ・ヴェストベリ（Disa Västberg）、第二院（下院）議員であるヨハン・パーション（Johan Persson i Tidaholm）、ルンド大学統計学教授のスヴェン・ヴィクセル（Sven Wicksell）、第二院（下院）議員であるイーヴァル・エステルシュトレーム（Ivar Österström）が任命された[[73]](#footnote-73)。

人口委員会の活動期間は1935年から1938年までであったが、当該活動期間に16本[[74]](#footnote-74)の調査報告書を政府に提出し、1930年代後半のスウェーデンの人口政策・家族政策・社会政策に大きな役割を果たした。調査範囲が広範に及ぶため、調査テーマによっては同委員会内に部会を設け、一部の委員と当該調査テーマに造詣の深い専門委員が当該部会において調査を行い、全体の委員会では部会の調査結果の最終確認のみを行うこともあった。前述の1935年11月29日に政府から命ぜられた、法的能力を有する者の断種に関する調査についてもこの部会による調査方式がとられ、ホーフステン委員を部会長とし、植物生理学・遺伝学者でルンド大学教授のニルス・ヘルマン・ニルソン-エーレ（Nils Hermann Nilsson-Ehle）とイエテボリにある公共サールグレンスカ病院（Allmänna och Sahlgrenska sjukhuset）の病院長である精神科医で遺伝学者のカール・グスタフ・トシュテン・フェーグレン（Karl Gustaf Torsten Sjögren）が専門委員として部会に加わって調査を行い、案件処理の最終段階で人口委員会の全委員が関与して調査報告書が作成された[[75]](#footnote-75)。

1936年10月19日、人口委員会は、自由意思による断種に関する法律案の草案を含む、法的能力を有する者の断種に関する調査報告書（SOU1936:46）[[76]](#footnote-76)を作成し、司法大臣に提出した。当該調査報告書に盛り込まれた断種法案の草案は、1941年法の基礎となった[[77]](#footnote-77)。

上述の経緯から、当該調査報告書に盛り込まれた断種法案の草案の内容は、ホーフステンの考え方を色濃く反映したものとなっている。1934年法の下での断種は（同法の適用外で行われた断種も含めて）年間数百件程度であったが（本章Ⅲの表1も参照。1934年法の適用期間は1935年1月1日から1941年6月30日まで）、ホーフステンは、スウェーデンの精神薄弱者の総数（ホーフステンによれば約3万人）に比較してこの実施件数は不十分であり、地方自治体の行政執行機関や施設の医師は、より多くの申請を提出する必要があると考えていた[[78]](#footnote-78)。

この断種法強化の考え方はミュルダール夫妻も同様であり、同人は『人口問題の危機』の第7章「社会政策と国民の質（Socialpolitiken och folkets kvalitet）」中の「断種問題（Steriliseringsfrågan）」と題された節で、1934年法は、断種を行う理由として遺伝生物学的視点（人種衛生、疾病の根絶）と社会教育的視点（子供の養育環境の不適切性）の二つを考慮に入れており、これを踏まえると、断種法は当初は強力に適用することが望ましく、断種を行う理由が明白であるにもかかわらず〔断種対象者の〕法的能力を否定できない場合には、医師や社会的な〔政策の実施を担務する〕行政執行機関が〔断種対象者に〕任意で断種を行うよう説得する必要があり、この圧力の効果がない場合が多すぎるときには、法的能力を有する者の意思に反して断種を行う社会組織の権利の意味を含んだ断種法の強化を検討する必要があるとさえ述べている[[79]](#footnote-79)。福祉国家の礎を築き、共にノーベル賞（夫は経済学賞、妻は平和賞）の受賞者であるミュルダール夫妻は、断種の強力な推進者でもあった。

　1940年12月13日、政府は「断種法案等についての政府議案」（第13号）[[80]](#footnote-80)を決定し、国会に提出した。当該議案を審査した第一立法委員会は1941年4月18日に2点の留保が付された修正を行って同議案を可決した（第31号）[[81]](#footnote-81)。国会は1941年4月26日に、第一立法委員会の可決した修正を、当該修正に付された2点の留保のうち1点（第1条関連の留保）を採用した形で行った上で、同議案を可決した（国会議決通知1941年第180号）[[82]](#footnote-82)。成立した「断種法」（スウェーデン法令全書1941年第282号）。以下「1941年法」という。）[[83]](#footnote-83)は、1934年法に代わり1941年7月1日から施行された。

あわせて、1938年に成立し1939年1月1日から施行されていた「妊娠の中絶に関する法律」（スウェーデン法令全書1938年第318号。以下「1938年妊娠中絶法」という。）[[84]](#footnote-84)の関連部分の改正も行われ（スウェーデン法令全書1941年第283号）、改正法は1941年法と同じく、1941年7月1日から施行された。

（2）1941年法の概要

　制定時の1941年法及び同法施行令[[85]](#footnote-85)の概要[[86]](#footnote-86)は、次のとおりである。

①断種の対象

　法律の題名からも明らかなように、1934年法が「特定の精神疾患者、精神薄弱者又はその他の精神活動の混乱に罹った者」を対象とする法律であったのに対し、1941年法は「断種に関する法律」として、疾病治療のために必要とされる断種[[87]](#footnote-87)を除く全ての断種に適用される。

　法の適用対象を全ての断種に拡大したのは、1934年法の下での適用対象が限定された断種実施体制には、様々な問題のあることが明らかになったからである。1941年法の政府議案[[88]](#footnote-88)では、具体的に次のような問題点を挙げている。

・1934年法で定める断種許可の手続を使用せずに断種が行われた案件のうち、対象者が断種手術に有効な同意を与えることについて明らかに無能力であり、本来は同法に基づく許可を得るべきであった案件が、少なからぬ数で存在した[[89]](#footnote-89)。

・法の適用対象とするか否かの判断基準が地域によって異なり、中には身体疾患以外の断種に関して、法に基づかない断種の比率が、国内の他の地域と比較して6～7倍に達する都市もあった[[90]](#footnote-90)。

・その一方で、1934年法に基づいて断種を行うためには、被断種者が「その精神活動の混乱により断種措置に有効な同意を与える能力を永続的に欠いている」（1934年法第1条第1項）ことが必要となる。したがって、精神疾患、精神薄弱又はその他の精神活動の混乱に罹った者が、断種処置に有効な同意を与える能力を永続的に欠くことが証明されていなければ、その他の点で断種を行う客観的な理由があったとしても、スウェーデン医療庁は当該の断種申請を許可することができなかった。無能力が永続的であることの確認はしばしば困難であり、このためスウェーデン社会庁及びスウェーデン医療庁は、1934年法の適用対象が限定されていることが、断種を望ましい規模で実施することに対する重大な障害であるとの意見を表明した[[91]](#footnote-91)。

・1934年法の適用対象ではない断種については、スウェーデン医療庁に実施の可否を審査する権限がなく、このため当該断種を実施する医師が、評価の困難な案件について、スウェーデン医療庁に、当該案件を評価し断種の可否を決定するのを委ねることはできなかった[[92]](#footnote-92)。

・1939年1月1日から施行された「1938年妊娠中絶法」では、女性又は懐妊中の子の父親が、遺伝子を通じて、精神疾患、精神薄弱又は重大な身体の疾病を子孫に遺伝することになると合理的に推測され得る場合には、例外的なケースを除き、当該女性の断種を要件として当該女性の妊娠中絶を認めており（1938年妊娠中絶法第1条第1項第3号、同第2条第3項）、その場合の妊娠中絶はスウェーデン医療庁の審査の後に行わなければならないとされていた（1938年妊娠中絶法第4条第2項）。しかし、1934年法でスウェーデン医療庁に断種の実施の可否を審査する権限が与えられていたのは、被断種者が「その精神活動の混乱により断種措置に有効な同意を与える能力を永続的に欠いている」（1934年法第1条第1項）場合であり、それ以外の場合には、同庁には断種の実施を決定する権限がなく、したがって前述の断種要件を同庁自身の決定により満たすことができなかった[[93]](#footnote-93)。

　1934年法で断種の対象を限定したことによるこのような問題点に対処するため、1941年法では、法の適用対象を包括的なものとした。

②断種が許可される場合

　1941年法第1条は、本人の同意を得た上で、次の場合に断種を行うことができる旨規定する[[94]](#footnote-94)。

a）優生学的適応（eugenisk indikation; 1941年法第1条第1項）

　　遺伝子を通じて、精神疾患若しくは精神薄弱又は深刻な性質の疾病若しくはその他の種類の深刻な欠陥を子孫に遺伝させることが合理的に推測され得る場合

b）社会的適応（social indikation; 1941年法第1条第2項）

精神疾患、精神薄弱若しくはその他の精神活動の混乱を理由として、又は反社会的な生活様式を理由として、将来、子に関する監護に責任を負うことが明らかに不適切であると認められた場合

c）医学的適応（medicinsk indikation; 1941年法第1条第3項）

　　女性の疾病、身体の欠陥又は虚弱を理由として、同人の生命又は健康に重大な危険を伴う妊娠を防止するために同人の断種が必要とされている場合

1934年法第1条との主な相違点としては、優生学的適応には、精神疾患や精神薄弱だけでなく、重度の疾病や奇形等の身体的欠陥を遺伝させるおそれのある者も含まれるようになった。社会的適応は反社会的な生活様式を含むように拡張され、女性を対象とする医学的適応が新たに明記された。また上述のように、1941年法は、対象を精神疾患者等に限らず、（疾病治療を除く）全ての断種に適用される一方で、第2条に規定する場合を除き、本人の同意を得ることを要件とした点も、1934年法との相違点として挙げられる。

上述b）の社会的適応をどのように規定するかは、1941年法の立法過程を通じて大きな論点の一つとなった。政府提出議案（第13号）では「反社会的な生活様式」に何の限定も付されていなかったのに対し、第一立法委員会の報告書（第31号）では「精神の混乱と関係を有すると考えられる反社会的な生活様式」と限定を付すよう修正がなされた[[95]](#footnote-95)。ある者の精神の混乱がその反社会的な生活様式に関係して（従属的に）続発し、同人が秩序立った生活様式に復帰すればその精神の混乱も停止すると推測することができる場合には、反社会的な生活様式だけでは同人の断種を行う十分な理由にならないというのが修正の根拠であり[[96]](#footnote-96)、精神の混乱を主因としてそれに続発する反社会的な生活様式の場合に適応を限定しようとするものであった。

これに対して同委員会の第1条関連の留保意見では、限定を付した場合、反社会的な生活様式が精神的な混乱と関係している根拠を示すことができなければ、重度のアルコール乱用者、矯正不能な浮浪者、犯罪傾向が強く進んでいる者等の大部分が適応外となり、当該規定の実用的な有用性を大幅に低下させることになることから、当該箇所は政府提出議案どおりとすべきであるとの見解が示され[[97]](#footnote-97)、最終的に国会議決でもこの留保意見が採択された。

③本人の同意のない断種

　1941年法は、精神活動の混乱を理由として断種措置に有効な同意を与える能力を欠いている者に対しては、その同意がなくても、第1条にいう場合に断種することができる旨を規定する（1941年法第2条）。これを1934年法第1条の規定と比較すると、精神活動の混乱による同意能力の欠如が永続的であることが要求されていない点で、本人の同意のない断種の要件は緩和されたと言える。

その一方で1941年法は、同意を与える能力を有する者（すなわち法的能力を有する者）については、1934年法と同様に、本人の同意のない断種を認めていない。前述のミュルダール夫妻の著作における前向きな姿勢とは異なり、この点については人口委員会草案→政府提出議案→第一立法委員会の報告書→国会議決（1941年法）の立法過程の各段階においても不承認で一貫している。1941年法の政府提出議案（第13号）は、「ある者に断種を受けさせるために強制を使用してはならないという1934年法の変更を提案している意見は2、3しかない」と述べ[[98]](#footnote-98)、また「新しい立法は自由意思の基礎の上に構築されるべきであることについて幅広い合意が存在しているように思われる」と述べている[[99]](#footnote-99)。

さらに、1941年法に関するスウェーデン医療庁の通知（1943年第88号）[[100]](#footnote-100)には、「断種されるべきであると考えられている者が、前もってその意向を尋ねられ同意を拒否した場合、断種を考慮せず、（同意を拒否した旨の）文書を準備し、提出しなければならない。断種の決定が行われた後に、同人が当該措置を受けることを断固として拒否した場合には、物理的な力の使用による強制の下で手術を行ってはならない。スウェーデン医療庁により（同人に対する断種の）決定が行われたことを知ると、それまで気が進まなかった者が当該断種措置に服する結果になることも多いと考えられる。そのような患者についての最も適切な取扱いは、原則的には、スウェーデン医療庁の断種決定を実施することであると、かなりの程度自明にみなすことができる。ただし、当然のことであるが、同人の直接の照会に際して、物理的な強制が使用されないという情報は隠されてはならない。」旨の記述があり、1941年法においても、1934年法と同様に、物理的強制を伴う断種を行うことは禁止されている。

④スウェーデン医療庁による断種許可とその例外

　1934年法と同様に、1941年法においても、断種はスウェーデン医療庁（1968年以降は統合に伴いスウェーデン社会庁）の許可が必要である（1941年法第3条第1項）。被断種者が未成年者、成年被後見人、既婚者、施設入所者等の場合には、それぞれその監護権を有する者、後見人、配偶者、同人が入所する施設の医師又は管理者が意見を表明する機会が与えられていることが、許可の前提として必要とされており（1941年法第3条第1項）、この点も1934年法と同様である。

　ただし、有効な同意を与えることができる者について、女性の身体的疾病や身体の欠陥等を理由とする医学的適応の際には、断種手術を行う医師と国王（政府）が定める職位にある別の医師の2名が、文書による診断書で当該措置の理由を明示し当該措置の前提条件を説明した後、同意を得て断種を行う場合には、スウェーデン医療庁の許可は不要とされた（いわゆる「ダブルドクター証明書（tvåläkarintyg）」。1941年法第3条第2項）。

この規定は、1934年法第3条と比較して、規定の対象者、対象となる場合、対象となる手続のいずれについても相違がある。医学的適応の対象は女性に限られるため、この例外措置の適用対象も女性に限られ、かつ断種に有効な同意を与えられる者に限られる。1934年法第3条で認められていた、スウェーデン医療庁による断種許可の精神薄弱者に対する例外措置は、1941年法においては最早認められない。また、1941年法では、被断種者本人の同意を得るに際して、断種手術を行う医師と別の医師の2名が文書による診断書で当該措置の理由を明示し、前提条件を説明する必要があるが、1934年法では、意見を表明する機会が与えられている者への診断書による断種措置の理由の明示は必要とされていない。

　1941年法の政府提出議案によれば、1941年法の下でこのような改正が行われた背景には、一つには1934年法第3条の例外措置の適用に際して医師により判定のばらつきが生じていたため、医学的適応以外の断種実施の適否の判定をスウェーデン医療庁に一元化することで判定のぶれをなくすことがあった。また、一つには、医師にとって、精神薄弱者が同人の断種措置に有効な同意を与える能力を永続的に欠いていることを判定するのは困難でありかつ通常の医師の業務からはやや外れたものとなるため、自身の責任で精神薄弱者の断種を実施することを医師が躊躇（ちゅうちょ）し、結果として1934年法第3条の例外措置の適用が正当とされる場合においても断種手術が行われないケースが多く発生している状態を改め、断種を望ましい規模で実施することがあったとされている[[101]](#footnote-101)。したがって1934年法第3条の精神薄弱者に対する例外措置の規定を1941年法で撤廃したことは、断種許可を厳格化し断種を抑制するものではなく、むしろ統一的な判定基準の下で断種の実施を促進する意図があったと考えられる。

　さらに医師は、女性の妊娠中絶の際に、当該女性の疾病又は身体の欠陥により、新たな妊娠の際の中絶手術が、当該女性の生命又は健康に重大な脅威をもたらすと推測させる合理的な根拠が存在する場合、当該女性の同意を得て、スウェーデン医療庁の許可又はダブルドクター証明書を得ることなく、当該女性を断種することができる（いわゆる「緊急時規定（nödsfalls-bestämmelsen）」。1941年法第5条）。当該女性が精神活動の混乱を理由として有効な同意を与える能力を欠いている場合、医師は、有害な遅延なしにそれを行うことができる場合（当該女性の生命・健康に危険がある等の理由で時間的余裕がない、というわけではない場合）には、同人の親族の同意を得なければならない（同上）。この第5条の内容の規定は、1934年法には置かれていない。

⑤断種の許可

　スウェーデン医療庁への断種許可の申請は、被断種者本人のほか1934年法施行令第1条第1項に掲げられている者に加えて、医師の治療を受けている者については当該治療に責任を有する医師、病院・診療所等に入院している者については当該病院・診療所等の医師も行うことができ（1941年法施行令第1条第1項）、さらに農村部で総合診療を担う国の医療系公務員（1941年法制定当時）である地方医師（provinsialläkare）等、その他の医師も断種許可の申請を行うことが可能となり（1941年法施行令第1条第2項）、断種許可申請を行うことができる者の範囲は1934年法と比べて拡大された。ただし、前述のように、1941年法においても同意を与える能力を有する者（すなわち法的能力を有する者）については本人の同意のない断種を認めないという原則があるため（同法第1条）、被断種者本人以外の者が断種許可申請を行った場合でも、被断種者本人が当該断種措置に有効な同意を与える能力を有しているならば、スウェーデン医療庁は、被断種者本人に当該断種措置に同意するか否かを表明する機会を与えなければならない（1941年法施行令第4条第2項）。

なお、1938年妊娠中絶法第2条第3項に伴って妊娠中絶と同時に断種が行われる場合には、断種についての改めての申請は不要とされた（1941年法施行令第1条第3項）。

また、1941年法施行令第1条に基づいて申請資格を有する医師に対しては、国又は地方自治体の官庁の要求があったとき又は一般的な観点から断種が必要であるとの事例に気付いたときには、診察を行い必要に応じて断種を申請するよう配慮することが特に義務付けられた（1941年法施行令第2条）。上述の申請者の範囲の拡大と相まって、1941年法の下での申請体制は、1934年法の下でのそれと比べて強化された。

断種の申請は定められた様式に従って文書で行い、かつ申請者が自筆で署名していなければならない（1941年法施行令第3条第1項）。申請が被断種者本人以外による場合、可能であれば被断種者の文書による同意を添付する（1941年法施行令第3条第2項）[[102]](#footnote-102)。申請に際しては、未成年者等の特定の者については、それぞれの状況に応じて、監護権を有する者等の、当該申請についての意見を付するものとする（1941年法施行令第3条第3項）。

　断種許可の申請が正しく行われた場合、スウェーデン医療庁は断種の可否について速やかに審査を行わなければならない（1941年法施行令第4条第1項）。

　断種許可の有効期間は1年間であり、1年以内に断種が行われない場合には当該許可は失効する（1941年法施行令第5条）。

⑥断種の実施

　女性の断種は、病院若しくはそれと同等の医療設備を有する一般の施設（例：精神薄弱者収容施設）又は診療所で、そこで雇用されている医師により行われなければならない（1941年法第4条第1項）。男性の断種は、資格を有する医師によって行われなければならない（1941年法第4条第2項）。なお、断種を実施し又はそれに関与した医師又はその他の者は、当該断種に関する秘密を守り、正当な理由なくそれを開示してはならない（1941年法第6条）。

⑦断種実施の報告義務

　断種を行った医師は、当該断種に関する報告を、所定の様式により、1か月以内にスウェーデン医療庁に行わなければならない（1941年法施行令第7条）。1941年法第3条のダブルドクター証明書又は1941年法第5条の緊急時規定により、スウェーデン医療庁の許可なく断種を行った場合には、当該案件に関する全ての文書も提出しなければならない（同）。

⑧異議申立て

　断種に関するスウェーデン医療庁の決定については、断種を許可しない決定についてのみ、決定の通知の日を含め20日以内（第20日目は正午まで）に、国王に異議申立てを行うことができる（1941年法第7条第1項）。1941年法に従ってのその他の決定（断種を承認した決定等）については、異議申立てを行うことはできない（1941年法第7条第2項）。この点は1934年法とは異なる。1941年法の政府提出議案は、このような改正を盛り込んだ理由として、同意を与える能力を有する者については本人の同意のない限り断種を認めないという原則がある以上、被断種者本人の同意に基づき断種を承認した決定に対して、同人に異議申立ての機会を与えることの価値は少ないこと、また、特に妊娠中絶に関連して断種を行う場合には、異議申立期間の終了時点まで断種の決定が遅延することは妊娠中絶にとって不適切であり、異議申立てに基づく断種の承認まで妊娠中絶を延期することができない場合には、（妊娠中絶手術と断種手術の）2度の手術を行うことになり、被断種者である女性のリスクが高まることを挙げている[[103]](#footnote-103)。

⑨罰則等

　同法の規定に違反し又はそれを無視した者に対する罰則（1941年法第8条及び第9条）、国王が同法の適用に関して必要な規定を定める権限について規定されている（1941年法第10条）。なお、1941年法及び1941年法施行令は、スウェーデン医療庁の通知（1942年第88号及び1947年第93号）により、実施の詳細について補足されている。

　なお前述のように、1941年法の成立に際して、1938年妊娠中絶法も併せて改正された（スウェーデン法令全書1941年第283号）。妊娠中の女性又はその胎内の子の父親が、遺伝子を通じて、精神疾患、精神薄弱又は重大な身体の疾病を子孫に移転（遺伝）することになると合理的に推測され得る場合には妊娠中絶を行うことができるが（1938年妊娠中絶法第1条第1項第3号）、この遺伝子を理由とする妊娠中絶は、断種を伴わずに行ってはならない（1938年妊娠中絶法第2条第3項）。改正前には、断種を行わなかった理由が、①対象となる女性が断種について有効な同意を与える能力が欠けていることによるとき、②特別の理由で不適切と判断されたことによるときはこの限りでないとされていたが（同）、法改正によってこのうちの①が削除され、上記の理由で妊娠中絶を行う場合には、断種を不適切とする特別な理由がない場合には、妊娠中絶に併せて断種も行うことが必要となった。

　以上で見たように、1941年法は、1934年法とは異なり、原則として全ての断種を規制するものであり、規制対象は大幅に拡大された。また、法第2条の規定を除き本人の同意による断種を原則としつつも、断種の実施体制は1934年法に比べて強化され、より積極的なものとなっている。こうした点も反映して、本章Ⅲで示すように、1941年法の適用開始とともに断種の実施件数は大幅に増加し、スウェーデンの断種件数は、第二次世界大戦後の1940年代後半から1950年代前半にピークに達した。

1941年法においても1934年法と同様に、物理的強制を伴う断種の実施は認められていなかった。しかし、詳しくは後述するように、1934年法及び1941年法を通じて本人の同意のない断種規定が存在したこと、「精神薄弱者」等、断種対象となる者の範囲が曖昧であり広く解釈することが可能であったこと、「精神薄弱者」等の断種対象となる者の認定が正確でなかったこと、断種を施設からの退所の要件とする等物理的強制以外の様々な方法を用いて断種が促進されたこと等により、多くの強制断種が行われることとなった。スウェーデンの哲学者ハンソン（Sven Ove Hansson）は、スウェーデンの人種衛生と断種に関する図書[[104]](#footnote-104)を紹介する記事で、親ナチであったルンドボリを除き、1930年代以降のスウェーデンにおける人種生物学者のほとんどは人種差別主義者ではなかったと述べる[[105]](#footnote-105)。また、同氏は、人種差別主義者の（すなわちナチの）人種衛生学とスウェーデンの人種生物学の違いは、前者の懸念が「異質な人種との混血」にあるのに対して、後者の懸念は「ネガティブ（良くない）と考えられるゲノム（遺伝情報の総体）の他者への流入」にあり、断種手術による介入も、前者が特定の「人種」を理由として行われたのに対して、後者は「劣悪である（undermålighet）」とされる別の形質を理由として行われた点にあると述べている[[106]](#footnote-106)。

その一方で、本人の同意なき断種を強制された点に変わりはなく、また既にドイツの事例で見たように、ドイツにおいても人種的理由による断種は一部にとどまり、断種理由の相当部分は共通していることから、スウェーデンの人種生物学や断種政策をナチと同等であるとして厳しく批判する見解もある[[107]](#footnote-107)。

４　現行断種法（1975年法）

　スウェーデンの強制断種については、既に1947年の段階で、断種が精神病院等の施設からの退所要件とされている問題が国会オンブズマン[[108]](#footnote-108)により指摘されていた[[109]](#footnote-109)。1950年代、1960年代になると、第二次世界大戦後の国家と個人の関係についての意識の変化を踏まえ、断種についての政治の側の姿勢に変化が見られるようになった[[110]](#footnote-110)。また、全国的な観点からの人口政策もその重要性を減じ、政策の議論の対象も一般的なレベルからより特定の個人レベルに移行し、1950年代には「人口政策」の語も「家族政策」に置き換えられた[[111]](#footnote-111)。スウェーデンにおける障害者行政の最高責任者を務めた精神科医のカール・グリューネヴァルド（Karl Grunewald）は、1950年代から強制断種廃止に向けた活動を開始し[[112]](#footnote-112)、1970年には断種法改正を要求した[[113]](#footnote-113)。

　他方、1950年代にデンマークの障害者行政官であったニルス・エリック・バンク-ミケルセン（Niels Erik Bank-Mikkelsen）によって策定されたノーマライゼーション（normalisering.〔英語〕normalisation）の原理[[114]](#footnote-114)は、1960年代にはスウェーデンにも普及し[[115]](#footnote-115)、1969年には社会運動家・社会福祉行政官のベングト・ニィリエ（Bengt Nirje）によって展開・整理された[[116]](#footnote-116)。

　こうした政治・社会の動きを背景の一つとして、国会でも強制断種を抑制する文脈での言及が見られるようになった。例えば1955年に国会の第一立法委員会は、断種法（1941年法）の見直しの動議に関するその報告書において、（特に男性に対して比較的簡単に実施することができ、また、生殖能力が失われるだけで性機能は損なわれないという）従来の理解とは異なり、断種手術は人間に重大な損傷を与えるものであり、個人の尊重の点から、当該手術が明らかに必要であり、かつ他の（有効な）措置を講じ得る見込みがないと考えられるようになるまでは行ってはならないと、断種手術の実施に関する同委員会の見解を述べている[[117]](#footnote-117)。さらに同委員会は当該報告書において、（自分が）断種されたことを知ることは多くの人（特に女性）に深刻な心理的障害又は心身双方の障害を引き起こす可能性があることに鑑みると、断種を人口政策の手段として又は社会的な不調和を防止するために使用する際には、最大限の注意を払って進める必要があるとも述べている[[118]](#footnote-118)。

1970年代に入ると、1941年法の改正に向けた動きが具体化した。1970年1月28日の第一院（上院）動議第509号[[119]](#footnote-119)及び1970年1月27日の第二院（下院）動議第437号[[120]](#footnote-120)はいずれも、国会が、政府への通知により、断種法（1941年法）を見直しの対象とするよう政府に要求することを提議するものであった[[121]](#footnote-121)。当該動議を審査した第一立法委員会は1970年10月20日にこれを承認し（第一立法委員会報告書第60号）[[122]](#footnote-122)、1970年11月10日、国会は第一立法委員会の当該報告書を承認し、断種法を見直しの対象とするよう政府に要求した（国会議決通知1975年第346号）[[123]](#footnote-123)。

　上述の国会議決通知を踏まえて、政府は1972年12月15日の決定により、断種法（1941年法）見直しを調査するために専門家を招集することを司法大臣に委任し、この委任に基づいて断種法（1941年法）見直しのための調査委員会（「断種調査委員会（Steriliseringsutredningen）」）が設置された[[124]](#footnote-124)。同委員会は1974年6月、断種法案の草案を含む調査委員会報告書「自由断種」（SOU1974：25）[[125]](#footnote-125)を提出した。

政府はこの調査結果を踏まえて、1975年2月27日、新しい断種法案等を含む政府提出議案1975年第18号[[126]](#footnote-126)を決定し、国会に提出した。1975年4月29日、当該議案を審査した国会の社会委員会（Socialutskottet）は、政府提出の断種法案を採択するよう要請する旨の委員会報告書[[127]](#footnote-127)を提出し、国会は当該法案を議決した（国会議決通知1975年第190号）。これが（2022年現在の）現行の断種法である。この新しい断種法（「断種法」（スウェーデン法令全書1975年第580号）[[128]](#footnote-128)。本章では「1975年法」又は「現行断種法」という。）は1975年6月12日に公布され、1976年1月1日から施行された。

現行断種法（1975年法）の特徴は、完全に任意性に基づいている点にある（1975年法第2条）。要件は25歳に達していること（1975年法第2条）、スウェーデン国民又はスウェーデン王国に居住していること[[129]](#footnote-129)（同）、断種手術の内容と結果（及び場合によっては妊娠を防止する他の手段）について入念に知らされていることである（1975年法第5条）[[130]](#footnote-130)。18歳以上25歳未満の者の断種には、スウェーデン社会庁の許可が必要であり、当該許可が付与される場合は遺伝的適応、医学的適応、性別変更（「本章Ⅰ5 性別変更の要件としての断種」及び「本章Ⅴ5 2018年性別決定関連断種補償法に至る経緯」で後述）の場合に限定されている（1975年法第3条）[[131]](#footnote-131)。ただしいずれの場合も断種手術を受ける本人の申請が許可の前提であり（1975年法第3条）、強制断種の規定は、現行断種法からは外されている。

このため1975年法の施行（1976年1月1日）により、法律に基づく強制断種の問題は（後述する性別変更の場合の断種を除き）解消された。上述のように、現行法の下では、断種手術は本人のイニシアティブにより要求されなければならず、また、断種の影響を本人が完全に理解している必要がある[[132]](#footnote-132)。

　断種に有効な同意を与える能力のない者について、本人の同意なしに断種を実施し得る場合の規定を置くか否かは、現行断種法への改正に際しての論点の一つであった。前述の断種調査委員会報告書（SOU1974:25）は、「人は原則として自分自身の身体について決定する権利を有していなければならない」と断種についての基本的見解を述べる[[133]](#footnote-133)一方で、同調査報告書に盛り込まれた断種法改正草案では、精神活動の混乱を理由として自ら法的に有効な断種を要求し又はそれ〔断種〕についての有効な同意を与える能力を永続的に欠く者については、同人が18歳に達しかつ遺伝的適応、医学的適応又は性別変更のいずれかの状況が存在するか又は同人が25歳に達しかつ当該のいずれかの状況が存在するか若しくはその者にとって断種が重要な利点を有すると推測し得る理由がある場合（例えば、避妊具を使用する能力又は可能性を持たない発達障害者が、断種を受けなければ、通常の性生活を伴う同居生活を控えざるを得ないような場合）には、特別に任命された保佐人（god man）の申請の後に、（スウェーデン社会庁が）断種の許可を与えることができる旨の規定を置いていた（同草案第4条）[[134]](#footnote-134)。すなわち、1941年法第2条の規定と比較して要件が厳格化されていたものの、断種調査委員会報告書（SOU1974:25）においては、本人の同意のない断種の規定が依然として残されていた。

　しかし政府提出議案（1975年第18号）の段階では、この本人の同意のない断種の規定は削除された。その理由として当該議案では、法的能力のない者に同人の同意なく断種手術を実施し得るとした断種調査委員会報告書の草案に対して、意見照会（レミス）の段階で多くの照会機関から疑問が呈されたこと等を挙げている[[135]](#footnote-135)。

５　性別変更の要件としての断種

　上述のように、1976年1月1日の現行断種法の施行により、スウェーデンにおける強制断種の規定は、性別変更の要件としての断種が残るのみとなった。

　1972年7月1日から施行された「特定の場合の性別の決定に関する法律」（スウェーデン法令全書1972年第119号。以下「1972年性別決定法」という。）[[136]](#footnote-136)は、その第1条第2項で、性別を変更する要件として、変更を申請する者が18歳以上であり、かつ断種を受けたこと又はその他の理由で生殖能力が欠如している場合であることを規定している。

　この性別変更の際の断種・生殖能力欠如要件は、断種法改正（1975年法の施行）により強制断種の規定が断種法から解消されても削除されず、1975年法には、スウェーデン社会庁が18歳以上25歳未満の者に断種を許可するケースの一つとして、同人の要求により、かつ1972年性別決定法第1条に基づく性別変更の決定に関して断種以外の要件が備わっている場合を明記している（1975年法第3条第3号）。詳細は本章Ⅴ5以下で述べる。

Ⅱ　優生手術の対象範囲

　本項に係る内容は他で述べているため、ここでは記述がなされている箇所を記すにとどめる。

１　1934年法制定前

「本章Ⅰ2(2) 1934年法の概要」及び「本章Ⅴ2(1) 補償対象となる者」を参照。

２　1934年法

「本章Ⅰ2(2) 1934年法の概要」を参照。

３　1941年法

「本章Ⅰ3(2) 1941年法の概要」を参照。

４　現行断種法（1975年法）

「本章Ⅰ4 現行断種法（1975年法）」を参照。

５　性別変更の要件としての断種

「本章Ⅰ5 性別変更の要件としての断種」及び「本章Ⅴ5(1) 1972年性別決定法の断種要件」を参照。

Ⅲ　優生手術の実施状況

　スウェーデンにおける1935年から1975年の（すなわち1934年法及び1941年法施行時の）断種手術の実施状況は、表1のとおりである。1935年から1975年までの間に、約6万3千人に断種が行われている。

男女比では圧倒的に女性の比率が高く、スウェーデンの断種手術の特徴となっている。一般に女性の断種手術は男性のそれに比べて複雑であるとされていることを考慮すると、その特徴が一層顕著になる。

人数的には、1941年法の適用開始（1941年7月1日）以降顕著に増加し、第二次世界大戦後の1940年代後半から1950年代前半にかけてピークに達した（最高は1949年の2,351人）。

　理由別では、1941年法の適用開始当初は優生学的適応が圧倒的に多かったが、第二次世界大戦後に顕著に減少し、入れ替わりに医学的適応が増加して、1940年代末以降は最大の理由となっている。

表１　スウェーデンにおける断種の実施状況（1935～1975年）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 | 優生学的適応（人） | 社会的適応（人） | 医学的適応（人） | 合計人数（人） | うち女性比率（%） |
| 1935 | ― | ― | ― | **250** | 94 |
| 1936 | ― | ― | ― | **293** | 93 |
| 1937 | ― | ― | ― | **410** | 91 |
| 1938 | ― | ― | ― | **440** | 93 |
| 1939 | ― | ― | ― | **523** | 94 |
| 1940 | ― | ― | ― | **581** | 83 |
| 1941 | ― | ― | ― | **746** | 69 |
| 1942 | 959 | 67 | 135 | **1,161** | 63 |
| 1943 | 1,094 | 52 | 181 | **1,327** | 65 |
| 1944 | 1,437 | 21 | 233 | **1,691** | 65 |
| 1945 | 1,318 | 78 | 351 | **1,747** | 73 |
| 1946 | ― | ― | ― | **1,847** | ― |
| 1947 | 1,210 | 65 | 845 | **2,120** | 86 |
| 1948 | 1,188 | 53 | 1,023 | **2,264** | 87 |
| 1949 | 1,078 | 44 | 1,229 | **2,351** | 91 |
| 1950 | 858 | 17 | 1,473 | **2,348** | 94 |
| 1951 | 629 | 48 | 1,657 | **2,334** | 95 |
| 1952 | 405 | 73 | 1,635 | **2,113** | 95 |
| 1953 | 330 | 75 | 1,434 | **1,839** | 96 |
| 1954 | 204 | 72 | 1,571 | **1,847** | 96 |
| 1955 | 159 | 76 | 1,602 | **1,837** | 97 |
| 1956 | 172 | 76 | 1,520 | **1,768** | 97 |
| 1957 | 149 | 90 | 1,546 | **1,785** | 97 |
| 1958 | ― | ― | ― | **1,786** | 96 |
| 1959 | ― | ― | ― | **1,849** | 95 |
| 1960 | 75 | 120 | 1,455 | **1,650** | 96 |
| 1961 | 62 | 118 | 1,619 | **1,799** | 96 |
| 1962 | 33 | 94 | 1,558 | **1,685** | 98 |
| 1963 | 48 | 96 | 1,605 | **1,749** | 97 |
| 1964 | 34 | 70 | 1,655 | **1,759** | 98 |
| 1965 | 11 | 22 | 1,475 | **1,508** | 99 |
| 1966 | 9 | 26 | 1,500 | **1,535** | 99 |
| 1967 | 1 | 42 | 1,465 | **1,508** | 99 |
| 1968 | 13 | 20 | 1,545 | **1,578** | 99 |
| 1969 | 19 | 58 | 1,496 | **1,573** | 99 |
| 1970 | 20 | 46 | 1,797 | **1,863** | 99 |
| 1971 | 13 | 63 | 1,826 | **1,902** | 99 |
| 1972 | 12 | 45 | 1,559 | **1,616** | 99 |
| 1973 | 17 | 19 | 1,328 | **1,364** | 99 |
| 1974 | 21 | 6 | 1,487 | **1,514** | 99 |
| 1975 | 14 | 3 | 1,011 | **1,028** | 99 |
| 計 |  |  |  | **62,888** |  |

（注1）表の人数はスウェーデン医療庁が受理した断種に関する報告数であり、したがって1934年法の施行期間においては、同法に直接基づかない断種（法的能力を有する者の任意断種等）の人数も含まれている（1934年法に直接基づかない断種についても、当該断種を行った医師はスウェーデン医療庁に報告する義務があった（1934年特定断種報告令第1条））。

（注2）1934年法の施行期間は1935年1月1日から1941年6月30日まで、1941年法の施行期間は1941年7月1日から1975年12月31日までである。したがって1941年の断種人数には、1934年法の下での断種実施体制によるものと、1941年法の下での断種実施体制によるものが混在している。

（注3）1934年法の施行期間における断種については、適応理由別の内訳のデータは見当たらない。

（出典）Gunner Broberg and Mattias Tydén, *Oönskade i folkhemmet: rashygien och sterilisering i Sverige*, Stockholm: Dialogos, 2005, p.99を基に作成。

前述のように、スウェーデンでは1934年法及び1941年法の施行期間を通じて物理的強制を伴う断種の実施は認められていなかったが、本人の同意のない断種規定の存在、断種対象となる者の範囲の曖昧さや認定の不正確さ、断種を施設からの退所要件とする等の物理的強制以外の方法による断種の促進等により、実際には多くの強制断種が行われることとなった。

このほかに、1972年性別決定法の断種要件に基づいて断種が行われた者が、約1,000人弱（961人）存在すると推計されている。（詳細は「本章Ⅴ6 2018年性別決定関連断種補償法の概要」を参照。）

Ⅳ　社会の反応

　スウェーデンの強制断種に関しては、既に1950年代初頭の段階で、1941年法の適用に関する記事が集中的に報道され、また1970年代から1980年代にかけて、断種の方針を解説し批判する様々な記事がメディアで報じられており[[137]](#footnote-137)、特に強く秘匿されていたわけではなかった。

しかし1997年8月20日に、スウェーデンの日刊紙ダーゲンス・ニーヘーテル（Dagens Nyheter）が、マチェイ・ザレンバ（Maciej Zaremba）記者による「福祉における人種純化：国民の家の抑圧された遺産」と題する記事[[138]](#footnote-138)を掲載し、スウェーデンにおける強制断種についてナチ・ドイツとの比較で報じると、強制断種の事実を知らなかった大半のスウェーデン国民の間で全国的な議論を引き起こした[[139]](#footnote-139)。また、当該記事を契機として各国のメディアも報道を行い、国民の最も弱い層に対して良識を持った態度で接する国であるとみなされていたスウェーデンにおいて、本人の意思に反する断種が国家の手で行われていたという事実は国際的な注目を集めた[[140]](#footnote-140)。ダーゲンス・ニーヘーテル紙は1997年10月初旬まで、強制断種関連の記事を継続して掲載した。

Ⅴ　被害者に対する補償

１　1999年補償法に至る経緯

（1）調査委員会の設置

　ダーゲンス・ニーヘーテル紙の報道及びそれについての国内外の反響に対して、スウェーデン政府は1997年8月27日、スウェーデンで行われた強制断種に関する調査委員会を設置する意向を表明し[[141]](#footnote-141)、1997年9月4日の閣議で、1930年代から現行断種法が1976年に施行されるまでの期間にスウェーデンで施行されていた断種法制の制定と適用に関する政治的な意思決定者、公的機関、学界及び医療専門家の立場と責任を包括的に明らかにするため、特別の調査委員を招集することを決定した[[142]](#footnote-142)。

当該調査委員会に対する委員会指令（kommittédirektiv 1997:100）[[143]](#footnote-143)では、調査委員会の任務として、上記のほか、断種が行われた対象の範囲と適応、自身の意思に反して又は他の誰かの主導で断種された者に対する社会の補償の原則的な在り方も検討することとされた[[144]](#footnote-144)。また、当該指令では、調査は迅速に行い1999年7月1日までに完了しなければならないこと、被害者への補償及びそれに関連する問題についての提案を優先的に報告することも併せて示された[[145]](#footnote-145)。

この調査委員会指令には、強制断種問題に対するスウェーデン政府の認識が次のように明記されている[[146]](#footnote-146)。

・断種法制の制定と実際の適用は、特に、他国と同様にスウェーデンにおいても20世紀前半に多くの政策決定者、研究者、医師の間で支配的であった人種衛生学的アプローチと民族浄化の信念[[147]](#footnote-147)によって形作られた。断種された者の多くは、断種法制とその適用を形作ったこのアプローチの犠牲となった。これは長い間、スウェーデン社会が強く距離を置いてきたことであった。

・国が補償を支払ういかなる正式な義務も存在しないにもかかわらず[[148]](#footnote-148)、この期間中に自分の意思に反して又は他の者の主導で断種された者が補償を受けることが重要である。

1997年9月4日、政府はルンド大学の学長を務めた神学者のカール-グスタフ・アンドレン（Carl-Gustaf Andrén）を特別調査委員（särskild utredare）として任命し、また協力して作業を行う専門知識を有する委員（sakkunniga）として、最高裁判所判事を務めた民法学者のベルティル・ベングトソン（Bertil Bengtsson）、後に行政最高裁判所判事（regeringsråd）を務めたスサンネ・ビルム（Susanne Billum（1998年11月1日離任））、ルンド大学教授で科学史・思想史学者のグンナル・ブローベリ（Gunnar Broberg）、ウプサラ大学教授で科学史・思想史学者のカーリン・ヨーハニッソン（Karin Johannisson）、カロリンスカ大学病院教授で婦人科医のシェスティン・ハーゲンフェルト（Kerstin Hagenfeldt）、ウプサラ大学名誉教授で社会医学者のクラース-イェーラン・ヴェストリン（Claes-Göran Westrin）の6名が任命され、「1997年断種調査委員会（1997 års steriliseringsutredning）」が組織された[[149]](#footnote-149)。後に専門委員（expert）として、歴史学者のマティーアス・ティデーン（Mattias Tydén（1997年12月1日着任））、児童・青年精神医学を専門とする精神科医のモニカ・ブコヴスカ・ヤーコブソン（Monika Bukowska Jacobsson（1998年2月1日着任））が同委員会に加わった[[150]](#footnote-150)。

（2）調査報告書

1997年断種調査委員会は、1999年1月26日に、断種補償関連法案の草案を含む中間報告書「1935年から1975年のスウェーデンにおける断種問題:経済的補償」（SOU1999:2）[[151]](#footnote-151)を公表し、これが1999年断種補償法の基礎となった。

同委員会は更に調査を継続し、2000年3月に最終報告書「1935年から1975年のスウェーデンにおける断種問題：歴史的解明、データ調査、インタビュー」（SOU2000:20）[[152]](#footnote-152)を公表し、同年4月にマティーアス・ティデーン専門委員が執筆した関連報告書「政治から実践へ：1935年から1975年におけるスウェーデンの断種法」（SOU2000:22）[[153]](#footnote-153)を公表して任務を終えた。

中間報告書の記述の中心が被断種者に対する補償問題の検討に置かれ、断種補償法案の草案を含んでいるのに対し、最終報告書及び関連報告書の記述の中心は、強制断種の経緯及び実態の紹介に置かれており、経済的補償の対応を急ぎ先行させるというスウェーデン政府の姿勢が看取できる。中間報告書は関係団体等への意見照会に付されたが、最終報告書及び関連報告書についての意見照会は行われなかった[[154]](#footnote-154)。

（3）政府提出議案と国会審議

政府は基本的に、1997年断種調査委員会の中間報告書に示されている補償、補償組織の問題及びその他の検討事項に関する同調査委員会の提案を支持し[[155]](#footnote-155)、1999年3月18日、断種補償関連法案を含む政府提出議案（1998/99年度第71号）[[156]](#footnote-156)を国会に提出した。

当該議案の審査を行った社会委員会（Socialutskottet）は、1999年5月4日、断種補償関連法案について軽微な修正[[157]](#footnote-157)を行った上で当該議案を可決し（1998/99年度社会委員会報告書第13号）[[158]](#footnote-158)、国会は1999年5月19日に同委員会の提案のとおり可決した（国会議決通知1998/99年度第208号）[[159]](#footnote-159)。

成立した「特定の場合に断種された者への補償に関する法律」（スウェーデン法令全書1999年第332号。以下「1999年補償法」という。）[[160]](#footnote-160)は、1999年5月27日に公布され、1999年7月1日から施行された。

２　1999年補償法の概要

以下では、1999年補償法の内容について、その立法過程で検討された主な論点を踏まえつつ概要を紹介する。

（1）補償対象となる者

　1999年補償法第1条は、同法に基づく国の補償の対象となる者について規定する。

　補償対象となる者は、1934年法に基づいて断種が行われた者（1999年補償法第1条第1号）、1941年法に基づいて断種が行われた者（1999年補償法第1条第2号）のほか、現行断種法の施行（1976年1月1日）よりも前（すなわち1975年12月31日以前）に、官庁の関与により法律の根拠なしに断種が行われた者（1999年補償法第1条第3号）も含まれる。

したがって、1934年法の施行（1935年1月1日）よりも前に官庁の関与により自分の意思に反して又は他の者の主導で断種された者、1934年法又は1941年法の適用期間（1935年1月1日から1975年12月31日までの期間）にいずれの法も適用されずに官庁の関与により断種された者も、1999年補償法の補償対象となり得る[[161]](#footnote-161)。

また、1941年法に基づいて断種が行われた者は全て補償対象となり得るため（1999年補償法第1条第2号）、いわゆるダブルドクター証明書（1941年法第3条第2項）や妊娠中絶に際してのいわゆる緊急時規定（1941年法第5条）により、スウェーデン医療庁（のちにスウェーデン社会庁）の許可なしに（換言すれば国の直接の関与なしに）断種された者も、1999年補償法の補償対象となり得る。

（2）補償要件

　国の補償は、当該対象者が1999年補償法第2条にいう要件を満たす場合に行われる。1999年補償法第2条は、補償対象となる者が補償についての権利を有する要件（補償要件）について規定する。

　前述のように、1934年法に基づく断種及び1941年法第2条に基づく断種には被断種者本人の同意は不要であったが、1941年法に基づく断種は、この同法第2条による場合を除いて被断種者本人による同意が必要であった（1941年法第1条）。

しかし政府提出議案は、ほとんどの断種申請において被断種者本人が署名しているものの、多くの断種手術が個人の意思に反して行われたことが1997年断種調査委員会において立証されており、したがって個人が自発的に断種されたのか又はその意思に反して断種されたのかを、断種申請への署名のみに基づいて決定することは不可能であるとした[[162]](#footnote-162)。

同議案はこの認識を踏まえて、「特定の種類の状況」に関連して断種されたことを示すことができる者は補償を受ける権利を有するという方針を示した[[163]](#footnote-163)。「特定の種類の状況」とは、場合によっては当時の法令すら遵守しておらず、少なくとも今日では正当化できないようなやり方で、官庁が個人に断種を自ら申請し又は同意するよう影響を与えたことが直接的又は間接的に明らかであるような状況をいう[[164]](#footnote-164)。この政府の方針が1999年補償法第2条に反映されている。

1999年補償法第2条では「特定の種類の状況」を五つに整理し、本人の同意のない断種という原則的な要件と併せた次の六つの補償要件のうち、いずれか一つを満たす者は、補償についての権利を有すると規定した。

①被断種者が断種に関する申請に署名しておらず、又は断種に文書で同意していなかった場合（1999年補償法第2条第1号）

　原則的な要件である。被断種者本人が断種申請への署名又は文書による断種への同意を行っていない場合には、補償要件を満たす。

②断種に関する申請の時点又は断種が実施された時点で、被断種者が成年被後見人又は未成年者であった場合（1999年補償法第2条第2号）

　成年被後見人及び未成年者は、一般に断種措置がもたらす全ての結果を理解する機会が限られており、また、通常の成人よりも自己の状況に影響を与える機会が限られていた。加えて、これらの者の断種措置は後見人、保護者等本人以外の者の主導や支援による場合が多かった。以上の点を勘案し、断種の申請又は実施の時点で成年被後見人又は未成年者であった者は補償の権利を有するものとされた[[165]](#footnote-165)。

③断種に関する申請の時点又は断種が実施された時点で、被断種者が施設、ナーシングホーム又は同様の機関に入所していた場合（1999年補償法第2条第3号）

1940年代から1950年代初頭にかけて、公的機関が精神薄弱者向け施設等からの退所要件又は入所中に様々な利益（自由時間や施設外での労働等）を入所者が享受するための要件として断種を設定することが広範囲に行われていた。このような施設等には、精神薄弱者関係施設（sinnesslöanstalter; 労働ホーム（arbetshem）、ナーシングホーム（vårdhem）、学校ホーム（skolhem）、特別学校（särskolor）、通学学校（externatskolor）、特別病院（specialsjukhus）等）のほか、青少年ケア学校（ungdomsvårdsskolor）、アルコール依存症施設（alkoholistanstalter）、てんかん病者のための施設（anstalter för epileptiker）、精神病院（mentalsjukhus）、刑務所等が含まれる。当該施設等に入所中の者が自発的に断種を申請し又は自発的に断種を受けたという想定は除外し得るか又は極端な例外に属すると考えられ、むしろ調査委員会の調査結果は、自由時間等の利益の期待、退所の約束、退所が遅延する等の脅迫等によって断種申請が影響を受けたことを示唆するものであった。このため補償法は、ある者が施設等に入所中に断種申請に署名したか又は当該措置に同意して断種が行われたと考えられる場合には、補償要件を満たすとした。したがって、例えば断種申請の署名時点で当該施設等に入所しており退所後に断種された者はこの補償要件を満たすが、署名前に退所し解放されていた者は、退所後に断種されたとしても、当該要件を満たさない[[166]](#footnote-166)。

④被断種者が精神疾患者、精神薄弱者又はてんかん病者と診断されたために断種された場合（1999年補償法第2条第4号）

　医師により精神疾患者、精神薄弱者又はてんかん病者として診断されたことは、少なくとも1950年代までは、断種の比較的一般的な根拠であった。このような場合には、他の条件が満たされていれば、1941年法の優生学的適応及び社会的適応の両方の理由で断種を行うことができた。政府の見解によれば、このような診断を受けた者の多くは断種措置の結果を完全に理解する機会が限られていたとされた。また当該の者に対して、施設への入所を回避する代替措置として断種が提示されることも多かった。当該の者が断種の決定に影響を及ぼす機会は、一般的に非常に小さかった。1999年補償法では以上の点を勘案し、同人が医師により精神疾患者、精神薄弱者又はてんかん病者と診断されたために断種を申請し断種が行われたと考えられる場合には、補償要件を満たすとした[[167]](#footnote-167)。

⑤婚姻禁止の免除を取得するため、中絶手術を受けるため又は母親支援金（mödrahjälp）[[168]](#footnote-168)若しくはその他の国若しくは地方自治体の給付を受給するために、明示的な公的機関の要求に基づいて断種された場合（1999年補償法第2条第5号）

　1934年法及び1941年法の適用期間においては、断種が官庁の様々な形態の決定（結婚の許可、妊娠中絶の許可、給付金の受給等）の明示的な要件として置かれていた。1999年補償法は、当該要件に基づいて断種を受けた者も補償要件を満たすとした。具体的には次のとおりである。

a）婚姻禁止の免除要件としての断種

　1920年婚姻法典（スウェーデン法令全書1920年第405号）[[169]](#footnote-169)によれば、精神薄弱、精神疾患及び遺伝的なてんかんは、婚姻障害（äktenskapshinder; 適法な婚姻が認められない事由）を構成していた。てんかん病者は1920年代以降、精神薄弱者及び精神疾患者は1945年以降、婚姻障害からの免除を申請することができたが、原則として断種を行うことが免除の要件として設定された[[170]](#footnote-170)。断種を必要とする免除の要件は1950年代初頭から適用が緩和され、婚姻障害規定自体もてんかん病者については1968年、精神薄弱者及び精神疾患者については1973年に正式に廃止されるが、婚姻の許可に対して公的機関が断種を明示的な要件としたことについて、1999年補償法は、当該要件に基づき断種を受けた者は、当然に補償を受ける権利を有するものとした[[171]](#footnote-171)。

b）妊娠中絶の許可要件としての断種

　既に見たように、1938年妊娠中絶法は、優生学的な適応があった場合には妊娠を中絶することができるとするが（同法第1条第1項第3号）、あわせて、優生学的な適応により妊娠中絶を行う場合には、特別な理由があるなどの場合を除き、断種を受けることが妊娠中絶の要件であると規定している（同法第2条第3項）。さらに、1997年断種調査委員会の調査結果によれば、優生学的な適応が利用可能ではない場合にも、中絶に関連して断種が行われることは珍しくなかったとされている[[172]](#footnote-172)。1999年補償法は、妊娠中絶の要件として断種が明示的に設定されていることが明らかになった場合、当該要件に基づいて断種された者は補償を受ける権利を有するものとした[[173]](#footnote-173)。

c）給付金の受給要件としての断種

　1950年代初頭まで、いわゆる母親支援金を受給するための要件として断種を設定することが可能であり、実際に断種が受給要件として明示的に設定されているケースも1997年断種調査委員会により発見された。1999年補償法は、当該ケースは強制に類似した選択に個人が直面している状況の例であり、当該要件に基づいて断種された者は補償を受ける権利を有するものとした[[174]](#footnote-174)。

⑥官庁が不当な影響力を行使したか又は怠慢であったために断種に同意したと推定される場合（1999年補償法第2条第6号）

　政府提出議案は、上述のケースのほか、個人が断種の申請に関して、今日の見方では不適当とみなされる可能性がある方法で官庁からの影響を受けた場合や、他者（医師、親戚等）からの過度の影響を受けていることについて官庁が調査を怠った場合等についても、当該の個人がそれによって断種に同意したと推定される場合には、補償が正当化されるとした[[175]](#footnote-175)。

　上記の②から⑥の五つの「特定の種類の状況」のうち、⑥を除く四つは典型化された外形的な状況であり、当該状況に該当するか否かの判定が比較的容易である。政府提出議案は、このように状況を典型化したのは、個別の案件について正当性の評価を行うことを可能な限り回避し、補償を迅速に行うためであるとしている[[176]](#footnote-176)。

　また、1999年補償法には、上述の典型化された四つの「特定の種類の状況」に該当する者が自発的に又は純粋に医学的理由により断種を受けたことが明確な場合であっても、同人を補償対象から除外する規定は設けられていない。この点について政府提出議案は、自発的に断種を受けた者や純粋に医学的理由から断種を受けた者に補償が行われるケースが個別的に存在するとしても、自分の意思に反して断種された人々の大多数が、同人の案件について再び論議するよう強いられる不快を免れることに比べればその費用は小さいと説明している[[177]](#footnote-177)。

（3）補償額

　補償額は、各人一律に17万5千クローナ（1999年の年平均為替レート1スウェーデン・クローナ＝13.79円[[178]](#footnote-178)で換算すると約241万円）とされた（1999年補償法第3条第1項）。

また、断種について既に別に補償が行われている場合には、この金額から国がそれまでに支払った補償額が差し引かれるものとされた（1999年補償法第3条第2項）。

①一律の補償額

　補償額を一律とした理由について、政府提出議案は次のように述べている[[179]](#footnote-179)。

50年以上前に発生した事象について、個人の受けた苦痛を理解し、案件の個別の状況に応じて当該の苦痛を評価することは困難である。また当該評価は、感情や経験を表現する個人の能力と、申請書類等の文書に記載されている内容に大きく依存する。このため個別に苦痛を評価した場合、被断種者が、自らが不当に扱われていると感じる大きなリスクがある。また、一律の金額での補償により、補償問題の処理が大幅に容易になり、補償をより迅速に支払うことができる。

②補償額の水準

　17万5千クローナという補償額の水準は、1997年断種調査委員会（以下②において「調査委員会」という。）の中間報告書によって算定されたものであり、政府提出議案及び1999年補償法もこれを継承している。当該中間報告書は、補償の性格にも言及しつつ、算定の根拠を次のように示している。

a）不法行為法

　調査委員会は、不法行為法[[180]](#footnote-180)の観点から何が補償に含まれるべきかという問題についての議論は行っていないと述べ、その理由として、公的機関の側の誤りや過失を確認することができた場合でも、公的部門が補償を支払う何らかの不法行為法上の「責任」が当時存在していたのか、及び今日いかなる場合においても存在しないのか疑わしいことを挙げている[[181]](#footnote-181)。

b）不法行為法上の賠償事例等との比較

　ただし、補償額の議論に当たっては、調査委員会は、特に今日の不法行為法上の賠償額の事例等との比較を行っている。比較対象の事例は次のとおりである[[182]](#footnote-182)。

・1983年から1996年までの期間において、国は17件の案件で、1941年法などに基づいて断種された者に妥当な理由に基づいて補償を行った。補償額はほとんどの場合、1999年現在の金銭的価値で5万クローナ（約69万円）に設定されたが、被断種者が非常に若い年齢（15歳）で断種された案件では、補償額は6万クローナ（約83万円）に達した。

・HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に汚染された血液製剤等によりHIVに感染した者に対して、国は妥当な理由に基づいて補償を行った。補償額は1991年に10万クローナ（約138万円）、1995年に16万クローナ（約221万円）であった。

・HIV感染者の近親者は当該感染者1人につき10万クローナ（約138万円）までの金額で補償を受けることができることで、1997年に国と県連合会（landstingsförbundet）との間で合意に達した。

　調査委員会はまた、人身傷害の場合の不法行為法上の賠償に関するスウェーデンの実践を検討している。具体的な検討内容は次のとおりである[[183]](#footnote-183)。

・人身傷害の場合の不法行為法上の賠償の原則は、交通傷害委員会（trafikskadenämnden）[[184]](#footnote-184)の実践に基づく。当該実践によれば、完全な生殖能力の喪失（fullständig sterilitet）は、同委員会の1997年版の等級表によれば、「永続的障害（lyte och men）に対する賠償」の枠組み内の傷害賠償について、16歳から25歳の者への賠償額は約11万クローナ（約152万円）である。当該賠償額はその後年齢の増加とともに減額され、30歳の者は10万5千クローナ（約145万円）、35歳の者は10万クローナ（約138万円）、40歳の者は9万4千クローナ（約130万円）となるが、逆に15歳以下の者に対しては、当該賠償額は10%増額される。50歳を超える女性に対してはこれを理由とする賠償は行われない。50歳から65歳の男性に対する当該賠償額は3万4千クローナ（約47万円）強となり、その後65歳を超える男性に対する当該賠償額は7千クローナ（約10万円）となる。

　調査委員会はまた、不法行為法第2章第3条に基づくいわゆる傷害犯罪（kränkning）に関する犯罪犠牲者についての賠償も検討している。特定の重大な犯罪に関して傷害犯罪賠償が支払われるが、最高額は約20万クローナ（約276万円）であり、強制性交等（レイプ）の場合、「通常のケース」での賠償額は約5万クローナ（約69万円）である[[185]](#footnote-185)。

c）補償の理由及び補償の性格

　調査委員会は、補償を行う理由及び補償の性格について、次のように述べている[[186]](#footnote-186)。

・国は、1934年法及び1941年法の立法とその実際の適用が、現在の同委員会（が正しいと認識している見解）から大きくかけ離れているアプローチで形作られていたことを認識している。

・断種案件の取扱いは当該立法と直接矛盾してはいなかったが、断種の決定の多くは、個人の権利に関する現在の法的見解に明らかに反する理由で行われた。

・しかも、幾つかの場合においては、法律の適用が当該立法の枠組みすら超えて行われたことを、調査委員会は確認することができた。

・したがって、自身の意思に反して、又は他の何者かの主導で断種された者は、当該補償が個人の苦痛を完全に補償できないとしても、金銭的補償を受けるのは当然である。

・補償は、当該の多くの者（被断種者）がさらされている苦痛をある程度軽減することしかできない。したがって、補償には主に象徴的な機能がある。

d）補償金額の算定

　以上を述べた上で、調査委員会は、補償金額の算定方法について次のように述べている[[187]](#footnote-187)。

・補償は、現在スウェーデンで適用されている、保険による補償及び損害賠償に関する制度に関連付けるのが当然である。これに基づく金額規模での補償は、他の北欧諸国の実践とも一致している。北米の不法行為事件で発生する（懲罰的な）金額規模で補償を支払うことは、スカンジナビアの法的伝統とは無関係である（ので行わない）。

・強制断種を受けた者が受け取るべき補償額は、いかなる場合でも、身体的苦痛に対する不法行為法上の賠償の枠組み内の傷害賠償において、今日、犯罪又は事故により生殖能力喪失の被害を受けた者が受け取る金額に対応しなければならない。前述のように、今日この金額は11万クローナ（16歳から25歳の場合）である。

・さらに、幾つかの場合に、法律の適用が1934年法及び1941年法の枠組みすら超えて行われたこと（例えば、1947年に国会オンブズマンに指摘された、施設退所の要件として断種が行われたこと）は、国が、上述の傷害賠償に加えて、個人がさらされた苦痛又は傷害犯罪に対する賠償に対応する金額も（上乗せして）支給する十分な理由を構成すると考えられる。当該金額の水準は、少なくとも、強制性交等の「通常のケース」の傷害犯罪賠償額である5万クローナと比較されるべきであり、それよりも高額に設定されるべきである。

・調査委員会の意見は、断種は個人の労働生活上の機会に大きな影響を与えていないというものであり、逸失利益の補償は行わない。

・以上を合計して、調査委員会は、自身の意思に反して、又は他の何者かの主導で断種された全ての者に、17万5千クローナを支払うべきであると提案する。

　上述のように、中間報告書では、補償金額の算定に際して不法行為法の観点から補償の規模はいかにあるべきかという議論は行わないとする一方で、他の不法行為法に基づく賠償金額等を参考にしており、この点に特徴がある。

政府提出議案はこの調査委員会中間報告書の提案をそのまま継承し、補償の目的は、自身の意思に反して又は他の誰かの主導により断種された者に対して、国から是正（upprättelse）と償い（gottgörelse）を与えることであると述べた[[188]](#footnote-188)。また同議案は、このような補償が、同人が耐えなければならなかった苦痛を個人に補償することには決してならないことを政府は認識しており、補償にはとりわけ象徴的な機能がある、調査委員会が到達した17万5千クローナという補償金額は、良くバランスの取れた象徴的な補償であるとも述べている[[189]](#footnote-189)。

　なお、前述のように、過去に断種を理由として国から別に補償を受けていた場合には、17万5千クローナから当該の過去に支払われた補償額が差し引かれる（1999年補償法第3条第2項）。

（4）一身専属権

　強制断種の補償を受ける権利は一身専属権であり、他者に譲渡することはできない（1999年補償法第3条第3項）。補償の決定が行われる前に申請者が死亡した場合、補償を受ける権利は消滅する（1999年補償法第3条第4項）。

（5）資力調査（ミーンズテスト）に際しての補償額の不算入

　社会保障給付の中には、対象者の資力調査（ミーンズテスト）を行い、その結果によって受給の可否や受給者負担の程度が決定されるものがある。一般的には資力の低い方が当該社会保障給付を受給しやすくなり、また受給者負担の程度は軽くなる。

　この点に関連して、1999年補償法は制定後間もなくの改正（スウェーデン法令全書1999年第857号。1999年12月1日施行）[[190]](#footnote-190)により新たに追加された第3a条で、1999年補償法に基づき強制断種に関する補償を受けた者に対しては、当該補償金額である17万5千クローナの金額は、同条に掲げられた社会保障給付（住宅手当（bostadsbidrag）等）の資力調査等に際して資力に算入しないことを定めた。この不算入措置は、今日（2022年現在）でもなお有効である。

３　1999年補償法に基づく断種補償委員会

　強制断種の補償に関する申請は、本人が文書で行う（1999年補償法第4条）[[191]](#footnote-191)。当該補償申請は、政府が設置する特別の委員会によって審査される（1999年補償法第5条第1項及び第3項）。

欧州人権条約（人権及び基本的自由の保護のための条約）[[192]](#footnote-192)第6条第1項は、民事上の権利義務の決定又は刑事上の罪の決定のため、法律で設置された、独立の、かつ、公平な裁判所による合理的な期間内の公正な公開審理を受ける権利について定める。強制断種の補償に関する権利は同条約にいう民事上の権利であるため、その審査は同条約にいう裁判所に相当する機関によって行われる必要がある[[193]](#footnote-193)。

この規定に基づき、欧州人権条約にいう裁判所に相当する機関として強制断種の補償に関する申請を審査するために設置されたのが断種補償委員会（Steriliseringsersättningsnämnden）である。その組織構成等の詳細は、「断種補償委員会に対する指示に関する命令」（スウェーデン法令全書1999年第614号。以下「1999年断種補償委員会設置令」又は「設置令」という。）[[194]](#footnote-194)で定められている。設置令は1999年6月10日に公布され、1999年補償法と同一の1999年7月1日から施行された。

（1）断種補償委員会の構成

断種補償委員会は、1名の委員長と3名の委員で構成される（設置令第3条第1項）。委員長は正規の裁判官であるか又は正規の裁判官であった者でなければならない（1999年補償法第5条第2項、設置令第4条第1項）。3名の委員のうち1名は国民により選挙された者、1名は医学の専門家、1名は社会精神医学の有識者とする（設置令第4条第2項）。委員長及び委員に対しては、同一の要件を満たす代理者が置かれる（設置令第3条第2項）。委員長を含む委員及びその代理者は政府により期間を定めて選任され（設置令第3条第3項）、断種補償委員会のその他の職員は同委員会によって雇用される（設置令第5条）。

（2）断種補償委員会による補償申請の審査

　断種補償委員会は、委員長が定める場所及び時間で開催され（設置令第6条）、全委員の出席により議決定足数を満たす（設置令第8条）。案件は委員の過半数により支持される見解により決定され、同数の場合には委員長が決定票を有する（設置令第9条）。同委員会が1999年補償法に基づいて補償に関する決定を行った場合、補償が決定された旨の証明書が当該決定に添付される（設置令第10条）。

　申請者が要求し、かつそれが明らかに不必要でない場合、断種補償委員会は対面審査（口頭弁論）を行わなければならない（1999年補償法第7条第1項）。対面審査は公開されるが（1999年補償法第7条第2項）、個人の健康状態又はその他の個人的な状況に関する情報が提出されると見込まれる場合には、委員長が非公開とするよう決定することができる（1999年補償法第7条第3項）。

　断種補償委員会の決定については、異議申立てを行うことはできない（1999年補償法第9条）。

４　1999年補償法による補償の実績

　1999年補償法及び設置令は1999年7月1日から施行され、断種補償委員会も同日に発足した。

断種補償委員会への補償申請の期限は、当初は2001年6月末までとされたが（1999年補償法第6条）、2001年の補償法改正（スウェーデン法令全書2001年第1196号）[[195]](#footnote-195)により、補償申請の期限は2002年12月末まで延長された[[196]](#footnote-196)。断種補償委員会の活動は2003年10月で終了し[[197]](#footnote-197)、同委員会は設置令を廃止する命令（スウェーデン法令全書2003年第762号）[[198]](#footnote-198)により、2003年11月30日に正式に廃止された。

　断種補償を申請した者は2,042名であり、うち1,591名に補償が承認された。申請者の内訳は女性が1,521名であり、うち1,210名（約80%）に補償が承認された。男性が521名であり、うち381名（約73%）に補償が承認された。補償が承認された者の大多数は1940年代に断種されたものであった。女性の半数近く、男性の約60%が断種時に未成年であった。補償が承認された者の半数以上が、何らかの施設に収容されていた経験があった[[199]](#footnote-199)。

　金額ベースでは、1999年補償法に基づく支出額の総額は、表2のとおり、総額で約2億8940万クローナ（1999年の年平均為替レート1スウェーデン・クローナ＝13.79円で換算すると約39億9100万円）である。1,591人分の補償額は2億7842万5千クローナ（約38億3900万円）となるので、差額の約1100万クローナ（約1億5200万円）は断種補償委員会の管理費用等であると考えられる。

表２　1999年補償法による強制断種の補償支出額

（支出額の単位：百万スウェーデン・クローナ）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 合計 |
| 支出額 | 57.4 | 194.6 | 28.1 | 5.3 | 2.6 | 0.9 | 0.5 | 289.4 |

（注）2000年分については、2001/02年度の予算案に当該支出項目の記載が見当たらないため、同予算案の支出分野9のp.35に記載のある、2000年の補償支出額1909億2500万クローナと、同年の断種補償委員会の管理費用36億9500万クローナの合計金額を記載した。いずれの金額も、小数点以下第2位を四捨五入した。

（出典）2000/01～2006/07年度の各年度予算案（各年度政府提出議案（Prop.）第1号）の「支出分野9: 保健、医療及び社会福祉（utgiftsområde 9: Hälsovård, sjukvård och social omsorg）」から、「支出項目13:6 特定の場合の断種された者への補償（Anslag 13:6 Ersättning till steriliserade i vissa fall）」の各年の支出結果（utfall）の金額を抽出して作成。

５　2018年性別決定関連断種補償法に至る経緯

　現行断種法の制定（1975年）、施行（1976年）により、同意によらない断種の規定が断種法から消滅した後も、性別変更の際の断種・生殖能力欠如要件は依然として残された。性別変更の決定は自由意思によるため、それに際しての断種もまた形式的には任意であったが、性別変更の決定を求める者にとっては事実上の強制であった。

2010年代のスウェーデンにおいては、この断種・生殖能力欠如要件が廃止され、また当該要件を満たすために断種を受けた者に対して補償を行う法律が制定され補償が行われた。大手日刊紙の報道を契機として強制断種に関する議論が国内外で行われてから約20年後の断種補償に関する議論であり、その内容は、断種補償に関するより直近の状況（特にこの間の人権意識の進展）を示すものとなっている。その経緯の概要は次のとおりである。

（1）1972年性別決定法の断種要件

　1972年4月21日に公布され、同年7月1日から施行された1972年性別決定法は、トランスジェンダーである者等に性別変更の機会を与える世界初の法律であるとされている[[200]](#footnote-200)。同法では、その第1条第2項で、自身の申請により別の性別に属すると決定する（以下「性別変更」という。）ための要件として、申請者が18歳に達し、かつ断種を受けた場合又はその他の理由で生殖能力が欠如している場合であることを規定していた。

この断種又は生殖能力欠如の要件（以下「断種要件」という。）を定めた理由として、政府は同法制定時の提出議案[[201]](#footnote-201)において、新たに別の性別を決定した者（以下「性別変更者」という。）が、決定後に従前の性別の親となること（すなわち、新たに正式な男性となった者が母親になり、また新たに正式な女性となったものが父親になること）により関係が混乱することを完全に排除するためには、断種要件の設定以外にないことを挙げている[[202]](#footnote-202)。当時の断種法（1941年法）には、この性別変更の断種要件を満たすための断種を許可する規定が存在しなかったため、1972年性別決定法の制定に伴って断種法が改正され（スウェーデン法令全書1972年第120号）[[203]](#footnote-203)、1941年法第1条第4項として「断種は、特定の場合の性別決定に関する法律（スウェーデン法令全書1972年第119号）第1条に従っての決定を求めることを意図する者にも行うことができる。」旨の規定が追加され、1972年性別決定法と同じ1972年7月1日から施行された。

既に見たように、1975年法の施行により強制断種の規定が断種法から除かれても、この断種要件は、18歳以上25歳未満の者にスウェーデン社会庁が断種を許可するケースの一つとして1975年法に残された（1975年法第3条第3号）。

（2）断種要件の廃止

　性別変更の断種要件は、2000年代に入るまでは、政治家、医療機関、公的機関、関係する非営利団体のいずれからも問題提起されることはなかったが、2001年、LGBTQの権利に関するスウェーデン最大の団体であるRFSL[[204]](#footnote-204)が、トランスジェンダーの人権に関する問題を正式に取り上げた[[205]](#footnote-205)。

2006年11月には、「ジョグジャカルタ原則（性的指向及び性同一性に関連する国際人権法の適用に関する原則）：The Yogyakarta Principles; Principles on the application of international human rights law in relation to sexual orientation and gender identity」が、人権に関する国際的NGOである国際法律家委員会（International Commission of Jurists）等の専門家による会議で採択された。同原則は、人権保護分野の様々な基準の、性的指向及び性同一性の問題への適用について29の原則にまとめたものであり、特に性同一性の法的承認要件として断種手術等を受けることの強制を禁じた第3原則、性同一性のための医学的治療等の強制を禁じた第18原則、性的志向及び性同一性を理由とする差別なしに家庭を築く権利について述べた第24原則は、スウェーデンにおける性別変更の断種要件にも検討を迫るものとなった[[206]](#footnote-206)。

断種要件の廃止に至った直接の契機は、ストックホルム行政高等裁判所（Kammarrätten i Stockholm）が、2012年12月19日の判決で、性別変更の決定に関して、1972年性別決定法第1条の断種要件を適用してはならないと認定したことであった（事件番号1968-12）[[207]](#footnote-207)。同判決によれば、断種要件は政体法（スウェーデンの憲法を構成する法律の一つ）第2章第6条及び欧州人権条約第8条に違反するプライバシーの侵害を伴い、かつ、当該要件が専らトランスジェンダーである者に向けられている点で、差別の禁止を定めた欧州人権条約第14条にも違反しているとされた。当該要件は、現行の政体法及び欧州人権条約が許容する制限であるための条件である客観性・比例性のいずれの点についてもそれを満たす根拠が明確でなく、したがって許容されないと判断されたのである[[208]](#footnote-208)。

　これに加えて、トランスジェンダーである者及びその協力者の約10年間にわたる法改正運動も、断種要件の廃止に寄与したとされている[[209]](#footnote-209)。

　2012年8月28日、当時のラインフェルト（Fredrik Reinfeldt）内閣の社会大臣イェーラン・ヘッグルンド（Göran Hägglund）は、高等裁判所代理判事のアンナ・ビリング（Anna Billing）に対して、性別変更の決定を承認するための条件としての断種要件を廃止し、それに伴う他の立法の必要な改正を提案することについての法的効果を明らかにすることに関して、社会省を支援する任務を課した。ビリングは司法省、トランスジェンダーの者を代表する様々な協会の代表者、研究者との接触や議論を行い、社会省内の非公式の作業グループと協議して報告書を取りまとめた。政府事務局（Regeringskansliet）では、この報告書をもとに更に加筆を行い、2012年11月15日、社会省の調査報告書「性別変更の決定の条件としての断種要件の廃止」（各省調査報告書（Ds）2012年第46号）[[210]](#footnote-210)として公表し、意見照会（レミス）に付した。

　意見照会の結果を踏まえ、2013年3月14日、政府は性別変更の決定に際しての断種要件を廃止する政府提出議案（2012/13年度第107号）[[211]](#footnote-211)を提出した。当該議案を審査した社会委員会は2013年5月14日、政府提出議案を承認し（委員会報告書2012/13年度社会委員会第24号）[[212]](#footnote-212)、国会は2013年5月22日、同委員会提案のとおり（すなわち政府提出議案のとおり）議決した（国会議決通知2012/13年度第231号）[[213]](#footnote-213)。

これによって1972年性別決定法が改正され（スウェーデン法令全書2013年第405号）[[214]](#footnote-214)、断種要件が廃止された。改正法の施行は2013年7月1日であり、したがって1972年性別決定法の断種要件は、1972年7月1日から2013年6月30日まで存続したことになる。

（3）2018年性別決定関連断種補償法の制定

断種要件廃止の国会議決を受けて、RFSLは直ちに政府に対して、補償に関する特別法を制定するよう要請した（2013年5月24日政府受理）[[215]](#footnote-215)。また、2013年6月及び9月に、1972年性別決定法の断種要件による被断種者161名が法務監察長官（Justitiekanslern: JK）[[216]](#footnote-216)に対し、断種要件が憲法及び欧州人権条約に反するとの理由で、国の損害賠償を請求した[[217]](#footnote-217)。法務監察長官は2014年6月17日、条約、憲法又はその他の理由のいずれによっても国は申請者に損害賠償責任を負うと考えることはできず、また、県（landsting. ランスティング）又は基礎的自治体（kommun）が行う医療・保健サービスの断種要件の実際の適用の結果として生じたいかなる損害についても国は責任を負わないとして、当該請求を却下する決定を行った[[218]](#footnote-218)。

　一方、2016年6月、政府は、性別変更の決定を許可する条件としての断種は、現在の社会がそれから距離を置いている見解の一つの表れであり、従って現在の政府がこれを要求することは誤りであると考えていることを表明した[[219]](#footnote-219)。そしてこのことを背景として、政府は、性別変更の決定に関連して断種された者が国からの補償を申請することができる旨を含む法律案の策定を主導した[[220]](#footnote-220)。

2016年6月28日、政府事務局は、スウェーデン労働環境庁（Arbetsmiljöverket）の長官（generaldirektör）を務めていた法律家のエルナ・セルミン-エーケンヘム（Erna Zelmin-Ekenhem）に対し、政府事務局（社会省）が1972年性別決定法の（旧）断種要件による被害を受けた者への補償に関する新法案の草案を含む準備文書を作成することを2016年8月1日から支援するよう指示を行った[[221]](#footnote-221)。省内調査委員会は、行政機関、RFSL等の団体と協議して報告書を取りまとめ、政府事務局では、当該報告書に更に加筆を行い、2017年3月27日、社会省の調査報告書「特定の場合に性別変更の決定を行った者への補償に関する法律の提案」（各省調査報告書（Ds）2017年第6号）[[222]](#footnote-222)として公表し、意見照会（レミス）に付した[[223]](#footnote-223)。

　意見照会の結果を踏まえ、2017年12月13日、政府は「特定の場合に性別変更の決定を行った者への国の補償」に関する政府提出議案（2017/18年度第64号）[[224]](#footnote-224)を国会へ提出した。当該議案を審査した社会委員会は2018年3月15日、政府提出議案を承認し（委員会報告書2017/18年度社会委員会第19号）[[225]](#footnote-225)、国会は2018年3月21日、同委員会提案のとおり（すなわち政府提出議案のとおり）議決した（国会議決通知2017/18年度第186号）[[226]](#footnote-226)。

この議決によって、「特定の場合に性別変更の決定を行った者への国の補償に関する法律」（スウェーデン法令全書2018年第162号。以下「2018年性別決定関連断種補償法」又は「2018年補償法」という。）[[227]](#footnote-227)が成立し、2018年5月1日から施行された。

６　2018年性別決定関連断種補償法の概要

以下では、2018年性別決定関連断種補償法（2018年補償法）の内容について、その立法過程で検討された主な論点を踏まえつつ概要を紹介する。

（1）補償対象となる者及び補償要件

　2018年補償法第1条は、同法に基づく国の補償の対象となる者及び補償要件について規定する。補償要件を満たし、同法に基づく国の補償の対象となるのは、1972年性別決定法第1条に断種要件が置かれていた期間（1972年7月1日から2013年6月30日まで）に性別を変更した者で、かつ性別変更の申請が承認された者（換言すれば、断種要件が置かれていた期間に性別変更手続の法的な部分が完了した者）である[[228]](#footnote-228)。

　これには、断種要件が置かれていた期間の最後に性別変更の申請を行ったが事務上の都合で当該要件の廃止までに申請の承認決定に至らなかった者、性別変更以外の理由で申請時に既に断種されていた者、年齢・先天性の不妊症・疾病・治療又は手術などの断種以外の理由で申請時に生殖能力が欠如していた者、申請時に断種要件が問題にされなかった者なども含まれる[[229]](#footnote-229)。

これらの（断種要件に直接基づいて断種された者以外の）者も補償対象に含まれている理由として、政府提出議案は、当該補償が、生殖能力の欠如という1972年性別決定法の断種要件により性別変更の申請者に対してもたらされた身体的・精神的双方の苦痛に対処することを意図していることを挙げている[[230]](#footnote-230)。

　他方、性別変更の申請を行いその断種要件を満たす目的で断種を行ったが、何らかの理由で当該申請を取り下げたか又は当該申請が承認されなかった者、断種に同意したくないという理由で性別変更の申請を差し控えた者などは、同法に基づく国の補償の対象外とされた[[231]](#footnote-231)。

　なお、断種要件が置かれていた期間に性別変更の決定を申請し承認された件数は961件、断種要件の影響を受けた者（被断種者など）で、同法案の審議時に生存していた者は約600～700人と推計されている[[232]](#footnote-232)。

（2）補償額

　補償額は、各人一律に22万5千クローナ（2018年の年平均為替レート1スウェーデン・クローナ＝12.71円[[233]](#footnote-233)で換算すると約286万円）とされた（2018年補償法第2条）。

①補償の性格

　2018年補償法の政府提出議案（2017/18年度第64号）[[234]](#footnote-234)は、同法に基づく補償は「好意による（ex gratia）」補償であるとし[[235]](#footnote-235)、その性格を次のように整理している。

・2018年補償法に基づく補償は、生殖能力の欠如という過去の性別変更の条件（断種要件）の結果として、個人が苦痛にさらされたことを認めるものとみなされるべきである[[236]](#footnote-236)。当該要件は、現在の政府が誤りであると考え、それから距離を置いているものである[[237]](#footnote-237)。

・2018年補償法に基づく補償は、公的部門に適用される現行の不法行為法の原則からの大幅な逸脱を伴い、従って法的に損害賠償とみなされる性質のものではない。当該補償は「好意による」補償、すなわち補償を支払う法的義務がない状態で支払われる補償である[[238]](#footnote-238)。

・「好意による」補償は、事態が例外的で一般的な規範からの逸脱を必要とする状況で行われる。従って補償の基礎となる状況はそれぞれ異なり、実施の形式も法的に規制されていないが、補償の権利を法律で規定する場合には、当該法律によって補償の要件を定めることができる。「好意による」補償の権利を法律で規定した例としては、強制断種に関する1999年補償法等がある[[239]](#footnote-239)。（このように、2018年性別決定関連断種補償法の政府提出議案（Prop. 2017/18:64）は、1999年補償法に基づく補償の性格が「好意による（ex gratia）」ものであることを明示しており、その点で極めて重要な意義を有している。）

・断種要件の影響を受けた者が当該要件をどのように経験したのかは、当然個別に異なる[[240]](#footnote-240)。このような苦痛を合理的に計量し評価することは非常に困難であり[[241]](#footnote-241)、当該評価の結果を合理的かつ公正な方法で各人の補償額に反映させることはほとんど不可能である[[242]](#footnote-242)。したがって2018年補償法に基づく補償は象徴的な補償であり、補償を受ける全ての者に一律の定額で支払われるべきである[[243]](#footnote-243)。

②補償額の水準

　上述のように、2018年補償法に基づく補償が、「好意による」補償、象徴的な補償、一律の定額による補償と性格づけられたことは、当該補償の金額水準を規定するものとなった。同法の政府提出議案は、同法に基づく補償を受ける者は、強制断種に関して1999年補償法に基づく補償を受けた者とは互いに決定的に異なっておらず、従って補償額も1999年補償法に基づく補償額から言及に値する規模で調整されるべきではないとし、1999年補償法に基づく補償額である17万5千クローナを当時の金銭的価値に換算した金額に対応する22万5千クローナに補償額を設定した[[244]](#footnote-244)。2018年補償法に基づく補償が、不法行為法の意味で発生した損害を賠償するものではなく、また欧州人権条約の違反を補償するものでもないことが、同議案によって改めて確認された[[245]](#footnote-245)。

（3）一身専属権

　2018年補償法に基づく補償を受ける権利は一身専属権であり、他者に譲渡することはできない（2018年補償法第3条第1項）。補償の決定が行われる前に申請者が死亡した場合、補償を受ける権利は消滅する（補償法第3条第2項）。この点は1999年補償法と同様である。

（4）補償の申請及び審査機関

　2018年補償法に基づく補償に関する申請は、本人が文書で行う（同法第5条）。当該補償申請は、法務・財産管理及び行政サービス庁（Kammarkollegiet）に提出され、同庁が審査を行う（同法第4条）。

　法務・財産管理及び行政サービス庁は、財務省傘下の行政執行機関で、相続人が不存在である財産等を繰り入れる公益の「一般遺産基金（Allmänna arvsfonden）」の管理運用、王冠・笏・剣等の王権の象徴となる物品（レガリアという。）の保管、フレームワーク合意の締結を通じた（安価で迅速な公的調達の達成等の）行政の合理化、通訳者・翻訳者の検定等の多様な任務を行っている[[246]](#footnote-246)。1999年補償法における断種補償委員会のような、補償審査を行うための特別な行政執行機関は設置されない。政府提出議案はその理由として、見込まれる申請件数が比較的少なく（約500～600件）、補償を行う基準も比較的単純であることを挙げている[[247]](#footnote-247)。既存の行政執行機関のうち、当該の補償審査業務を処理する能力を有する機関としては、法務・財産管理及び行政サービス庁の他にスウェーデン社会庁があるが、後者はかつて断種要件の適用を行った行政執行機関であるため、審査機関の独立性・正当性を考慮し、前者が審査機関として選定された[[248]](#footnote-248)。

　法務・財産管理及び行政サービス庁への申請は、2018年補償法が施行されてから2年後の2020年5月1日までに行うこととされ、それ以降の申請は却下されるものと規定された（2018年補償法第6条）。当該申請期限は延長されることなく、2020年5月1日に予定どおり終了した。

（5）異議申立て

　2018年補償法に基づく補償に関する法務・財産管理及び行政サービス庁の決定については、一般行政裁判所に異議申立てを行うことができる（同法第8条第1項）。この点は決定に異議申立てを行うことができない1999年補償法とは異なっている。

2018年補償法で異議申立てを認めた理由として、政府提出議案は、性別変更の決定に際しての断種要件についての補償に関する権利は、欧州人権条約第6条第1項にいう民事上の権利であり、異議申立てを行うことができないシステムでは、「民事上の権利義務の決定又は刑事上の罪の決定のため、法律で設置された、独立の、かつ、公平な裁判所による合理的な期間内の公正な公開審理を受ける権利」について定める同条約の規定に適合しないことを挙げている[[249]](#footnote-249)。

他方、この点について1999年補償法の政府提出議案は、a）特別な専門知識を有する断種補償委員会の構成、国民により選出された者が同委員会の委員となることを通じての透明性の確保、口頭による協議の機会の設定により、同委員会の決定に異議申立てを行う必要性が減少している、b）効率性及びコストの観点、c）却下された案件について個人が新たな主張を盛り込んで再申請を行うことが排除されていない、d）個人が一般的な不法行為法に基づいて損害賠償請求訴訟を起こすことも排除されていない等の理由から、断種補償委員会の決定には異議申立てを行うことができないとしている[[250]](#footnote-250)。

（6）資力調査（ミーンズテスト）に際しての補償額の不算入

　2018年補償法第10条は、同法に基づき補償を受けた者に対しては、当該補償金額である22万5千クローナの金額は、同条に掲げられた社会保障給付（住宅手当等）の資力調査等に際して資力に算入しないことを定めており、この不算入措置は、今日（2022年現在）でもなお有効である。これらの点は1999年補償法第3a条と同様である。

７　2018年性別決定関連断種補償法による補償の実績

　2018年補償法に基づく補償件数は下の表3のとおりである。2018年5月1日から2020年5月1日までの申請期間を通じて、合計571件の申請があり、うち530件が承認され補償が支払われた。前述のように補償対象の人数は約600～700人と推計されており、仮に650人とすると、この支払実績は補償対象者の約80%が補償を申請し受け取ったことに相当する。法務・財産管理及び行政サービス庁では、補償対象者に可能な限り情報を提供するため、申請期間前と申請期間中に、多様な年齢層や多様なメディアを対象とした広報活動を実施した[[251]](#footnote-251)。

表３　2018年補償法による性別決定関連断種への補償件数

 　（単位：件）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年 | 受理件数 | 承認件数 |
| 2018 | 488 | 470 |
| 2019 | 54 | 43 |
| 2020 | 29 | 17 |
| 計 | **571** | **530** |

（出典）Kammarkollegiet, *Årsredovisning 2020*, p.74. <https://www.kammarkollegiet.se/download/18.55efd74d177741c4fb378708/1614158645682/%C3%85rsredovisning%202020.pdf> を基に作成。

　金額ベースでは、法務・財産管理及び行政サービス庁の管理経費（人件費、広告費等）は2018年に226万クローナ、2019年に47万クローナ、2020年に36万8千クローナの合計309万8千クローナであり[[252]](#footnote-252)、これに補償額22万5千クローナ×530件分＝1億1925万クローナを加えた性別決定関連断種補償の関連支出合計額は、1億2234万8千クローナ（2018年の年平均為替レート1スウェーデン・クローナ＝12.71円で換算すると約15億5504万円）となる。

Ⅵ　教育

１　1934年法及び1941年法施行時の断種等に関する教育

　1934年法及び1941年法施行時のスウェーデンにおける断種等に関する教育内容は、中等教育機関であるイムナシウム（gymnasium）の生物学（biologi）の教科書に見ることができる。

例えば、ハンマーシュテン（Olof Hammarsten）、パーション（Torsten Pehrson）、セーフヴェ（Ivar Sefve）の共著である、イムナシウム上級生の選択科目向けの生物学の教科書『進化と遺伝の理論（Utvecklings- och ärftlighetslära för det differentierade gymnasiet）』（第3版、1942年）[[253]](#footnote-253)では、積極的な人種衛生（優良なゲノム（arvsmassa; 遺伝情報の総体）を維持し、これらの性質を持つ者の繁殖を促進すること）と、消極的な人種衛生（ゲノムを劣化から保護し、劣等な性質の拡散を縮減すること）について述べ、後者について、多くの国で、被断種者に重大な個人的苦痛を引き起こすことなく、同人を繁殖について不能にする断種が行われていると述べている[[254]](#footnote-254)。ただし著者はこれに続けて、断種は最大限の慎重さを以て行わなければならず、当該措置を行う者は、当該措置が必要かつ適切であることを実施前に十分に確信していなければならないとも述べている[[255]](#footnote-255)。

さらに著者は、スウェーデンにおいても、この（消極的な人種衛生の）目的に関して断種法が制定されており、ある者が精神疾患、精神薄弱又はその他の精神活動の混乱にかかっており、そのためにその子を監護することができないか、又は遺伝子を通じて子孫に当該疾患を遺伝させる場合には、同人を、同人自身が当該措置について同意を与えることができない場合でも許可によって、断種することができると述べる[[256]](#footnote-256)。ただし著者によれば、人種衛生上の目的での断種の結果は、有害な形質が遺伝的に優性（顕性）であるのか劣性（潜性）であるのかで大きく異なり、前者の場合には、症状が発現した者を（可能であれば）継続的に断種していくことによって、当該形質が将来の血統に拡散していくのを防止することができる一方、後者の場合には、症状が発現する者の拡散は断種によって防ぐことができるが、劣性（潜性）の形質の遺伝は主にヘテロ接合体[[257]](#footnote-257)を通じて生じるために知ることができず、劣性（潜性）の疾患に関する種の改善は、極めて緩徐に進行すると述べられている[[258]](#footnote-258)。

また、著者は、他の理由に基づいて社会が既に講じている措置が、種の保護としても機能していることを述べる。すなわち、精神病院、アルコール依存者ホーム（alkoholisthem）、刑務所等に収容されている劣等の者は、公共の負担により当該の場所で監護されており、その間、他者との関係から隔離され、同人の病的な性質が繁殖するのが防止されている。累犯者の生涯拘禁に関するある種の規定は、明らかに（監護と種の保護（繁殖防止）という）二重の目的の現れであると述べている[[259]](#footnote-259)。

２　強制断種等に関する現在の教育

現在の強制断種及び性別決定関連断種に関する教育用教材は、文化省（Kulturdepartement）傘下の行政執行機関である「生きている歴史フォーラム（Forum för levande historia. 〔英訳〕The Living History Forum）」のウェブサイト[[260]](#footnote-260)で提供されている。

1997年6月12日の国会における党首討論で、当時のペーション（Göran Persson）首相は「第二次世界大戦で起こったこと、ホロコーストを導いた態度と人間の視点」に焦点を当てた情報キャンペーンを開始することを約束し、同年秋から「スウェーデンにおける『生きている歴史』プロジェクト」が開始された。当該プロジェクトの目的は、ホロコーストについての認識と情報を広め、それを民主主義、寛容、思いやり、そして全ての者の平等な価値等の問題についての幅広い議論の出発点として使用することであった。当該プロジェクトには広く一般の人々が参加し、地方自治体が後援するプログラム、学校、自主的な団体等で活動が開始された[[261]](#footnote-261)。

1999年9月30日、政府はこのプロジェクト活動を継続的に行う行政執行機関として「生きている歴史フォーラム」の設置について調査する委員会の設置を決定し[[262]](#footnote-262)、設置された委員会（「生きている歴史フォーラム委員会（Kommittén Forum för Levande historia）」）は、2001年1月31日に最終調査報告書（SOU2001:5）[[263]](#footnote-263)を文化大臣に提出した。当該最終報告書は意見照会（レミス）に付され、意見を踏まえた後、2002年予算案（政府提出議案2001/02年度第1号）に「生きている歴史フォーラム」の設置が盛り込まれ、2001年12月、国会により承認された。設立準備の期間を経て、2003年6月1日に「生きている歴史フォーラム」が正式に設立された[[264]](#footnote-264)。

同フォーラムはホロコーストのほか、人権及び人権侵害、民主主義等に関する学習者と教師用の教材を作成し提供している。学習者の対象は幼稚園児から社会人までの広範囲にわたり、公的な教育カリキュラムとの整合性も図られている。本章との関連では、「人種生物学：1930年代から1950年代」[[265]](#footnote-265)、「LGBTQ、規範及び権力」[[266]](#footnote-266)等の項目が設けられている。

　以上で述べたスウェーデンにおける断種法と断種補償の特徴は、次のように要約することができる。

・ナチと同様の理念から断種を推進する動きと、ナチの台頭を懸念しその理念から距離を置く動きが並行して存在した。

・その人種生物学や断種政策は、断種手術の動機が「劣悪とされる形質」の遺伝を防ぐことに置かれた点で、「特定の人種」に断種手術の動機が置かれたナチとは異なるとする見解がある一方で、ナチと同等であるとして厳しく批判する見解もある。

・物理的強制を伴う断種の実施は一貫して認められていなかったが、1934年法及び1941年法を通じて本人の同意のない断種規定が存在したこと、断種対象者の範囲が曖昧であり広く解釈することが可能であったこと、断種対象者の認定が正確でなかったこと、断種を施設からの退所の要件とする等、物理的強制以外の様々な方法を用いて断種が促進されたこと等により、多くの強制断種が行われた。

・日刊紙のキャンペーンにより迅速に補償に動くが、補償の性格は、今日の人権意識からかけ離れた理由に基づく行為による苦痛に対する「好意による（ex gratia）」補償であり、均一額の象徴的な性格のものである。

・補償額には懲罰的損害賠償の要素は含まれておらず、逸失利益も認めていない。

・性別決定に関する断種要件は近年まで残り、1990年代の強制断種の補償の問題から約20年後の2010年代に、当該断種要件に関する補償の問題が発生した。行われた補償の性格は、強制断種の際の補償と同様であった。

1. \* 本文中、不当・不適切な差別的表現が含まれるが、当時の状況を反映した表現としてそのまま記載したものである。

\*\* 本章におけるインターネット情報は、調査時点のものである。

 “Kapitel 2: Rasbiologin tar form.” Forum för levande historia website <http://levandehistoria.knowitjonkoping.se/fordjupning-rasbiologi/kapitel-2-rasbiologin-tar-form> [↑](#footnote-ref-1)
2. “Kapitel 1: Rasbiologins bakgrund.” Forum för levande historia website <http://levandehistoria.knowitjonkoping.se/fordjupning-rasbiologi/kapitel-1-rasbiologins-bakgrund> [↑](#footnote-ref-2)
3. スウェーデンで普通選挙権を求める動きは1890年代から高まったとされている（渡辺博明「スウェーデンにおける代表と統合の変容―選挙連合政治の出現と右翼ポピュリスト政党の台頭―」『年報政治学』2015(2), 2015, p.83. <https://www.jstage.jst.go.jp/article/nenpouseijigaku/66/2/66\_2\_80/\_pdf/-char/en>）。なお、同国で男子普通選挙が実現したのは1909年、男女普通選挙が実現したのは1921年であった。 [↑](#footnote-ref-3)
4. “Kapitel 2: Rasbiologin tar form,” *op.cit.*(1) [↑](#footnote-ref-4)
5. 朝田千恵「オッテセン＝イェンセンの優生思想とその後―知的ハンディのある人の人生に与えた影響―」『IDUN―北欧研究―』22号, 2016, pp.271-272. <https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/60743/idun\_22\_271.pdf> [↑](#footnote-ref-5)
6. 同上 [↑](#footnote-ref-6)
7. “Kapitel 3: Rasbiologin i Sverige.” Forum för levande historia website <http://levandehistoria.knowitjonkoping.se/fordjupning-rasbiologi/kapitel-3-rasbiologin-i-sverige> [↑](#footnote-ref-7)
8. Riksdagens skrivelse Nr 8A, “Riksdagens skrivelse till Konungen angående regleringen av utgifterna under riksstatens för år 1922 åttonde huvudtitel, innefattande anslagen till ecklesiastikdepartementet. (Statsutskottets utlåtanden nr 8 A, 58, 62, 89, 90, 91, 92, 94, 95, 96, 97, 109, 110, 121,- 149 och 176 samt memorial nr 83, 84, 85 och 117),” 1921.6.15, p.43. Kungliga biblioteket website <https://weburn.kb.se/riks/tv%C3%A5kammarriksdagen/pdf/web/1921/web\_rskr\_1921\_\_\_\_8a/rskr\_1921\_\_\_\_8a.pdf> なお、スウェーデン国会は1917年以降、ルンドボリ（当時、ウプサラ大学准教授）の人種生物学研究を支援するために追加の補助金を割り当てている（*ibid*., p.37）。 [↑](#footnote-ref-8)
9. “Rasbiologiska institutets arkiv.” Uppsala universitetsbibliotek website <https://www.ub.uu.se/hitta-i-vara-samlingar/verk-och-samlingar-i-urval/rasbiologiska-institutet/> [↑](#footnote-ref-9)
10. 長南トルングレンさや佳「スウェーデンに人種差別はあるのか―カラーブラインドネスに対する批判―」『上智ヨーロッパ研究』7号, 2014, p.109. <http://digital-archives.sophia.ac.jp/repository/view/repository/00000034799> [↑](#footnote-ref-10)
11. “Kapitel 2: Rasbiologin tar form,” *op.cit.*(1) [↑](#footnote-ref-11)
12. スカンジナビア半島北部ラップランド及びロシア北部コラ半島に居住するトナカイ遊牧民 [↑](#footnote-ref-12)
13. “Kapitel 3: Rasbiologin i Sverige,” *op.cit.*(7) [↑](#footnote-ref-13)
14. “Rasbiologiska institutets arkiv,” *op.cit.*(9) [↑](#footnote-ref-14)
15. *ibid.* [↑](#footnote-ref-15)
16. スウェーデン医療庁は、医療・保健・薬局制度等の行政執行を所管する国の「行政執行機関（förvaltningsmyndighet）」（後掲注(31)参照）である。同庁は1968年にスウェーデン社会庁（Socialstyrelsen）に統合され、現在、当該分野の行政執行はスウェーデン社会庁が行っている。 [↑](#footnote-ref-16)
17. “Kapitel 3: Rasbiologin i Sverige,” *op.cit.*(7) [↑](#footnote-ref-17)
18. スウェーデンでは1970年に国会は二院制から一院制に移行した。 [↑](#footnote-ref-18)
19. Motion i Första kammaren, Nr 38. Av Alfred Petrén, angående lagbestämmelser, som i vissa fall medgiva sterilisering av sinnesslöa, sinnessjuka och fallandesjuka, eventuellt sedlighetsförbrytare, 1922.1.18.（精神薄弱者、精神疾患者、てんかん病者、反道徳的行為を犯す懸念のある者の断種を特定の場合に容認する法規定に関するアルフレッド・ペトレンによる第一院動議第38号）Kungliga biblioteket website <https://weburn.kb.se/riks/tv%C3%A5kammarriksdagen/pdf/web/1922/web\_mot\_1922\_\_fk\_\_38/mot\_1922\_\_fk\_\_38.pdf> [↑](#footnote-ref-19)
20. Kungl. Maj:ts proposition Nr 103, “Kungl. Maj:ts proposition till riksdagen med förslog till lag örn sterilisering av vissa sinnessjuka, sinnesslöa eller andra som lida av rubbad själsverksamhet,” 1934.2.9, p.8. Kungliga biblioteket website <https://weburn.kb.se/riks/tv%C3%A5kammarriksdagen/pdf/web/1934/web\_prop\_1934\_\_\_\_103/prop\_1934\_\_\_\_103.pdf> [↑](#footnote-ref-20)
21. 1918年から1970年（当時は二院制時代）までの国会における委員会の一つで、社会問題に関する立法を所管した。当時の国会の委員会は上下両院の合同委員会であり、したがって「第二院の立法委員会」ではない。なお、1941年法（「本章Ⅰ3 1941年法」で後述）の審議は、主に民事法・刑事法関係の立法を所管する第一立法委員会（första lagutskottet）で行われた。 [↑](#footnote-ref-21)
22. Andra lagutskottets utlåtande Nr 24, “Utlåtande i anledning av väckt motion angående lagbestämmelser, som i vissa fall medgiva sterilisering av sinnesslöa, sinnessjuka och fallandesjuka, eventuellt sedlighetsförbrytare,” 1922.5.27. Kungliga biblioteket website <https://weburn.kb.se/riks/tv%C3%A5kammarriksdagen/pdf/web/1922/web\_utl\_1922\_\_\_l2u\_24/utl\_1922\_\_\_l2u\_24.pdf> [↑](#footnote-ref-22)
23. Riksdagens skrivelse Nr 250, “Riksdagens skrivelse till Konungen, i anledning av väckt motion angående lagbestämmelser, som i vissa fall medgiva sterilisering av sinnesslöa, sinnessjuka och fallandesjuka, eventuellt sedlighetsförbrytare (Andra lagutskottets utlåtande nr 24.),” 1922.6.2. Kungliga biblioteket website <https://weburn.kb.se/riks/tv%C3%A5kammarriksdagen/pdf/web/1922/web\_rskr\_1922\_\_\_\_250/rskr\_1922\_\_\_\_250.pdf> [↑](#footnote-ref-23)
24. Kungl. Maj:ts proposition Nr 103, *op.cit.*(20), pp.9-10. なお、人道的理由による断種の例としては、内因性のてんかん患者が結婚を希望する場合に政府が例外的に結婚を認める前提として断種を行うことが挙げられている（*ibid.*, p.6）。スウェーデン医療庁の調査結果が提出された1924年当時、内因性のてんかん患者は、結婚の許可が合理的であると国王（政府）が認めない限り結婚が禁止されていた（婚姻法典（Giftermålsbalk. スウェーデン法令全書1920年第405号）第2章第6条）。 [↑](#footnote-ref-24)
25. Statens Offentliga Utredningar (SOU) 1929:14, ‟Betänkande med förslag till steriliseringslag,” 1929.4.30.（断種法案に関する報告書（調査委員会報告書1929年第14号））Kungliga biblioteket website <https://weburn.kb.se/sou/207/urn-nbn-se-kb-digark-2061716.pdf> [↑](#footnote-ref-25)
26. Kungl. Maj:ts proposition Nr 103, *op.cit.*(20), pp.10-11. [↑](#footnote-ref-26)
27. *ibid.*, p.11. [↑](#footnote-ref-27)
28. *ibid.* なお、その後1944年に「去勢に関する法律」（Lag om kastrering. スウェーデン法令全書1944年第133号）が制定され（同年7月1日施行）、23歳以上の者が、性欲のために他の者に重大な危険若しくは傷害を与える犯罪を犯したと合理的に推測できるか又は性欲の異常な方向性若しくは異常な強さのために重度の精神的苦痛若しくはその他の重大な不便を被っている場合には、本人の同意を得た上で去勢を行うことができることが同法により規定された（同法第1条及び第3条）。ただし、本人が精神機能の障害のために去勢に有効な同意を与える能力を欠いている場合には、本人の同意なく去勢を行うことができることも併せて規定された（同法第2条）。同法の廃止は2013年1月1日であり、したがって後述する断種補償の検討時には依然として有効であった。1997年断種調査委員会の中間報告書（Statens Offentliga Utredningar (SOU) 1999:2, “Steriliseringsfrågor i Sverige 1935-1975: Ekonomisk ersättning,” 1999.1. Regeringskansliet website <https://www.regeringen.se/contentassets/0bf1ef28b1394cb88cecb7f98dacc34d/steriliseringsfragor-i-sverige-1935-1975/>）では、「去勢に関する法律」が最早いかなる機能も果たしておらず廃止されるべきであると述べるとともに（*ibid.*, p.157）、同法第2条の本人の同意のない去勢の規定が、後述する断種に関する1934年法及び1941年法と同様の強制的な内容を持つ条項であることを指摘し、「去勢に関する法律」に基づき去勢された者について、1934年法及び1941年法に基づき断種された者と同様に補償対象として検討する余地があると述べた（*ibid.*, p.158）。しかし、後述する1999年補償法の政府提出議案（Regeringens proposition (Prop.) 1998/99:71, ‟Ersättning av staten till steriliserade i vissa fall*,*” 1999.3.18. Regeringskansliet website <https://www.regeringen.se/contentassets/c8ddf35260f9415894cc510f996e9ba7/ersattning-av-staten-till-steriliserade-i-vissa-fall/>）では、「去勢に関する法律」に基づき去勢された者への補償についての詳細な検討はなされておらず（前述の中間報告書の要旨のみ付属資料として掲載されている）、1999年補償法の対象にも盛り込まれていない。 [↑](#footnote-ref-28)
29. 意見照会（レミス）はスウェーデン特有の制度で、政府提案の素案（例えば、法律案の草案を含む調査委員会報告書（SOU）等）を、関係する行政機関、団体、地方自治体及びその他の利害関係者等に送付し、当該素案に関する意見・コメントの提出を求めるものである。提出された意見・コメントはその後の立法過程で検討・反映され、当該案件に関する政府提出議案（Prop.）にもその概要が表示される（以上の記述は、萩原金美編著『スウェーデン法律用語辞典』中央大学出版部, 2007, p.180; ‟Remisser.” Regeringskansliet website <https://www.regeringen.se/remisser/>による）。したがって意見照会の結果、調査委員会報告書（SOU）の内容が大幅に修正された上で政府提出議案になることもあれば、1929年調査委員会報告書のように当該案件についての政府提出議案の国会提出が断念され廃案になることもある。 [↑](#footnote-ref-29)
30. 石田祥代・加瀬進「1. 国家発展の手段としての活用―北欧における優生学の展開―」中村満紀男編著『優生学と障害者』明石書店, 2004, p.520. [↑](#footnote-ref-30)
31. スウェーデンの中央行政機構は、我が国とは異なり、政策の企画・立案を行い、政府事務局（Regeringskansliet）を構成する「省（departement）」と、政策を実施する「庁」（又は（国の）行政執行機関：förvaltningsmyndighet）が、互いに独立した別の組織であるという特徴を有する（前者は法令、予算等により後者の政策実施を管理する。）（川野秀之「4 章 行政機関とパブリック・セクター」岡沢憲芙・奥島孝康編『スウェーデンの政治―デモクラシーの実験室―』早稲田大学出版部, 1994, pp.85-91.したがって、「庁」が「省」の意見照会に対して異議を示すことも起こり得る。 [↑](#footnote-ref-31)
32. Kungl. Maj:ts proposition Nr 103, *op.cit.*(20), p.11. [↑](#footnote-ref-32)
33. *ibid*. [↑](#footnote-ref-33)
34. Statens Offentliga Utredningar (SOU) 1933:22, ‟Förslag till lag om sterilisering av vissa sinnessjuka, sinnesslöa eller av annan rubbning av själsverksamheten lidande personer,” 1933.7.22, p.33. Kungliga biblioteket website <https://weburn.kb.se/sou/228/urn-nbn-se-kb-digark-2274590.pdf> [↑](#footnote-ref-34)
35. Motion i Första kammaren, Nr 188. Av herr Petrén, om utarbetande av nytt förslag till steriliseringslag, 1933.1.20.（新たな断種法案の準備に関するペトレン氏による第一院動議第188号）Kungliga biblioteket website <https://weburn.kb.se/riks/tv%C3%A5kammarriksdagen/pdf/web/1933/web\_mot\_1933\_\_fk\_\_188/mot\_1933\_\_fk\_\_188.pdf> [↑](#footnote-ref-35)
36. Andra lagutskottets utlåtande Nr 24, *op.cit.*(22) [↑](#footnote-ref-36)
37. Andra lagutskottets utlåtande Nr 12, ‟Utlåtande i anledning av väckt motion om utarbetande av nytt förslag till steriliseringslag.” 1933.3.2. Kungliga biblioteket website <https://weburn.kb.se/riks/tv%c3%a5kammarriksdagen/pdf/web/1933/web\_utl\_1933\_\_\_l2u\_12/utl\_1933\_\_\_l2u\_12.pdf> [↑](#footnote-ref-37)
38. Riksdagens skrivelse Nr 86, ‟Riksdagens skrivelse till Konungen i anledning av väckt motion om utarbetande av nytt förslag till steriliseringslag (Andra lagutskottets utlåtande nr 12).” 1933.3.10. Kungliga biblioteket website <https://weburn.kb.se/riks/tv%c3%a5kammarriksdagen/pdf/web/1933/web\_rskr\_1933\_\_\_\_86/rskr\_1933\_\_\_\_86.pdf> [↑](#footnote-ref-38)
39. Kungl. Maj:ts proposition Nr 103, *op.cit.*(20), pp.12-13. [↑](#footnote-ref-39)
40. Statens Offentliga Utredningar (SOU) 1933:22, *op.cit.*(34), pp.5-6. [↑](#footnote-ref-40)
41. スコーネ及びブレーキンゲ高等裁判所の臨時代理判事マッツ・ホイマン（Maths Heüman）が、関連する調査を補佐するために任命された。*ibid.* [↑](#footnote-ref-41)
42. *ibid.* [↑](#footnote-ref-42)
43. Kungl. Maj:ts proposition Nr 103, *op.cit.*(20) [↑](#footnote-ref-43)
44. Andra lagutskottets utlåtande Nr 26, “Utlåtande i anledning av dels Kungl. Maj:ts proposition med förslag till lag omsterilisering av vissa sinnessjuka, sinnesslöa eller andra som lida av rubbad själsverksamhet, dels ock en i ämnet väckt motion,” 1934.4.24, p.1. Kungliga biblioteket website <https://weburn.kb.se/riks/tv%C3%A5kammarriksdagen/pdf/web/1934/web\_utl\_1934\_\_\_l2u\_26/utl\_1934\_\_\_l2u\_26.pdf> [↑](#footnote-ref-44)
45. *ibid*. [↑](#footnote-ref-45)
46. Riksdagens skrivelse Nr 228, “Riksdagens skrivelse till Konungen i anledning av dels Kungl. Maj:ts proposition med förslag till lag om sterilisering av vissa sinnessjuka, sinnesslöa eller andra som lida av rubbad själsverksamhet, dels ock en i ämnet väckt motion,” 1934.5.8. Kungliga bibliotheket website <https://weburn.kb.se/riks/tv%C3%A5kammarriksdagen/pdf/web/1934/web\_rskr\_1934\_\_\_\_228/rskr\_1934\_\_\_\_228.pdf> [↑](#footnote-ref-46)
47. Lag (1934:171) om sterilisering av vissa sinnessjuka, sinnesslöa eller andra som lida av rubbad själsverksamhet [↑](#footnote-ref-47)
48. KUNGL. MAJ:TS KUNGÖRELSE med tillämpningsföreskrifter till lagen den 18 maj 1934 (nr 171) om steriliseringav vissa sinnessjuka, sinnesslöa eller andra som lida av rubbad själsverksamhet, 1934.11.2.（特定の精神疾患者、精神薄弱者又はその他の精神活動の混乱に罹った者の断種に関する1934年5月18日の法律（第171号）の適用規則に関する政府の命令） [↑](#footnote-ref-48)
49. KUNGL. MAJ:TS KUNGÖRELSE angående berättelse i vissa fall om verkställd sterilisering, 1934.11.2.（実施された断種についての特定の場合の報告に関する政府の命令） [↑](#footnote-ref-49)
50. 1934年法の概要に関する本節の記述は、主にStatens Offentliga Utredningar (SOU) 1999:2, *op.cit.*(28), pp.61-66による。 [↑](#footnote-ref-50)
51. *ibid.*, p.63. [↑](#footnote-ref-51)
52. *ibid.* [↑](#footnote-ref-52)
53. 原語styckeは直訳すると「部分、断片」の意味であるが、本章では「項」と訳出した。 [↑](#footnote-ref-53)
54. 精神薄弱者についてはスウェーデン医療庁による断種許可が必須とされていない理由として、1934年法に関する政府議案は、精神薄弱者に関しては、（精神疾患者やその他の精神活動の混乱に罹った者と異なり、）精神薄弱や無能力が存在するか否か、あるいは断種の適応が存在するか否かの審査に際して迷う事態が現実に発生することは滅多にないため、中央の行政執行機関（具体的にはスウェーデン医療庁）が一元的に評価を行うことは一般的には不必要な過程であり、何らかの点で懸念のある例外的な事例に対しては、スウェーデン医療庁の評価に付する可能性が常に存在していることを挙げている（Kungl. Maj:ts proposition Nr 103, *op.cit.*(20), p.33）。ただし、1941年法の箇所で後述するように、実態はこのとおりではなく、医師にとって断種の適応判定を行うことは困難であった。 [↑](#footnote-ref-54)
55. 資格を有する医師に対して1934年法第3条による断種を行うよう審査を要求する場合も、1934年法施行令第1条の内容が、必要な変更を加えて適用される（1934年法施行令第6条）。 [↑](#footnote-ref-55)
56. 断種に有効な同意を与える能力の有無と、断種許可の申請を誰の名義で行うかは別の問題であり、許可申請自体は被断種者本人の名義で行うことができる。また、後述する1997年断種調査委員会の最終報告書（Statens OffentligaUtredningar (SOU) 2000:20, “Steriliseringsfrågan i Sverige 1935-1975 Historisk belysning-Kartläggning-Intervjuer,” 2000.3. Regeringskansliet website <https://www.regeringen.se/contentassets/68b217b7f8e746a799536f3ad851c05e/steriliseringsfragan-i-sverige-1935---1975/>）によれば、申請書類には、証明書1（配偶者、親、後見人、（被断種者が入所する施設の管理者等の）行政執行機関の者により作成された、被断種者の個人的状況、心理的・社会的な発達状況、学校教育の状況、確認したこと等に関する事項等についての調査結果）、証明書2（スウェーデンの医師資格を有する医師のみによって作成された、被断種者の遺伝的状態、以前の病歴、検査結果、断種の適応に関する医師の評価を含む診断書）と年齢証明書の添付が義務付けられており（*ibid.*, pp.170-171）、断種に有効な同意を与える能力のない被断種者の「同意」だけでスウェーデン医療庁に断種申請を行うことはできない。 [↑](#footnote-ref-56)
57. 貧困保護委員会（fattigvårdsstyrelse）は、地方自治体に設置された貧困保護のための機関。 [↑](#footnote-ref-57)
58. 児童保護委員会（barnavårdsnämnden）は、地方自治体に設置された若者・子供への虐待、少年非行、不登校、物乞い等に対処するための機関。 [↑](#footnote-ref-58)
59. Kungl. Maj:ts proposition Nr 103, *op.cit.*(20) [↑](#footnote-ref-59)
60. *ibid.*, p.24. [↑](#footnote-ref-60)
61. *ibid.*, p.28. [↑](#footnote-ref-61)
62. Andra lagutskottets utlåtande Nr 24, *op.cit.*(22); Andra lagutskottets utlåtande Nr 12, *op.cit.*(37) [↑](#footnote-ref-62)
63. Kungl. Maj:ts proposition Nr 103, *op.cit.*(20), p.24. [↑](#footnote-ref-63)
64. Ola Larsmo, “(O)mänskligt: om rasbiologins historia,” 2011, p.48. Forum för levande historia website <https://www.levandehistoria.se/sites/default/files/material\_file/omanskligt-fordjupning.pdf> [↑](#footnote-ref-64)
65. Riksdagens skrivelse Nr 228, *op.cit.*(46) [↑](#footnote-ref-65)
66. Statens Offentliga Utredningar (SOU) 1936:46, “Betänkande angående Sterilisering,” 1936.10.19. Kungliga biblioteket website <https://weburn.kb.se/sou/205/urn-nbn-se-kb-digark-2040727.pdf> の端書。なお、b）については、1941年5月3日に司法大臣が、当時設置されていた刑事法準備委員会（strafflagberedningen）に対して、特定の道徳的犯罪者の去勢に関する問題の準備を直ちに行うよう命じ、同委員会は1941年9月1日、調査委員会報告書「去勢に関する法律案等に関する刑事法準備委員会覚書」（Statens Offentliga Utredningar (SOU) 1941:25, “Strafflagberedningens promemoria med förslag till lag om kastrering m.m.,” 1941.9.1. Kungliga biblioteket website <https://weburn.kb.se/sou/213/urn-nbn-se-kb-digark-2124572.pdf>）を提出した。政府は当該報告書の内容等を踏まえて1944年1月8日、「去勢に関する法律案等に関する政府提出議案」（Kungl. Maj:ts proposition Nr 14, “Kungl. Maj:ts proposition till riksdagen med förslag till lag om kastrering, m.m.,” 1944.1.8. Kungliga biblioteket website <https://weburn.kb.se/riks/tv%C3%A5kammarriksdagen/pdf/web/1944/web\_prop\_1944\_\_\_\_14/prop\_1944\_\_\_\_14.pdf>）を決定し国会に提出した。国会は同年3月18日、去勢に関する法律案を可決し（Riksdagens skrivelse Nr 103, “Riksdagens skrivelse till Konungen i anledning av Kungl. Maj:ts proposition med förslag till lag om kastrering, m.m., såvitt angår genom propositionen framlagt förslag till lag om kastrering. (Första lagutskottets utlåtande nr 13.),” 1944.3.18. Kungliga biblioteket website <https://weburn.kb.se/riks/tv%C3%A5kammarriksdagen/pdf/web/1944/web\_rskr\_1944\_\_\_\_103/rskr\_1944\_\_\_\_103.pdf>）、同年7月1日から、去勢に関する法律（スウェーデン法令全書1944年第133号）が施行された。 [↑](#footnote-ref-66)
67. Gunnar Broberg and Mattias Tydén, *Oönskade i folkhemmet: rashygien och sterilisering i Sverige*, 2. Uppl., Stockholm: Dialogos, 2005, p.74. [↑](#footnote-ref-67)
68. 経済学者・政治家である夫のグンナー・ミュルダール（Gunnar Myrdal）は、ストックホルム大学教授、第一院（上院）議員、貿易担当大臣等、外交官・政治家である妻のアルバ・ミュルダール（Alva Myrdal）は、国連教育科学文化機関（UNESCO）社会科学部長、第一院（上院）議員、国連軍縮会議スウェーデン代表、軍縮・教会問題担当大臣等をそれぞれ歴任した。 [↑](#footnote-ref-68)
69. 藤田菜々子「1930 年代スウェーデン人口問題におけるミュルダール―『消費の社会化』論の展開―」『経済学史研究』51(1), 2009.7, pp.76-92. <https://jshet.net/docs/journal/51/511fujita.pdf> [↑](#footnote-ref-69)
70. 途中、1936年6月から9月までの短期間を除く。 [↑](#footnote-ref-70)
71. Riksdagens skrivelse Nr 181, “Riksdagens skrivelse till Konungen i anledning av väckta motioner angående undersökning av våld lands befolkningsfråga m.m.,” 1935.4.30. Kungliga bibliotheket website <https://weburn.kb.se/riks/tv%C3%A5kammarriksdagen/pdf/web/1935/web\_rskr\_1935\_\_\_\_181/rskr\_1935\_\_\_\_181.pdf> [↑](#footnote-ref-71)
72. Statens Offentliga Utredningar (SOU) 1938:57, ‟Slutbetänkande,” 1938.12.18. Kungliga biblioteket website <https://weburn.kb.se/sou/210/urn-nbn-se-kb-digark-2091399.pdf> の端書 [↑](#footnote-ref-72)
73. *ibid*. [↑](#footnote-ref-73)
74. カウント対象となる調査報告書の捉え方の違いから、17本とする文献もある。 [↑](#footnote-ref-74)
75. Statens Offentliga Utredningar (SOU) 1936:46, *op.cit.*(66)の端書 [↑](#footnote-ref-75)
76. *ibid.* [↑](#footnote-ref-76)
77. Statens Offentliga Utredningar (SOU) 1999:2, *op.cit.*(28), p.66. [↑](#footnote-ref-77)
78. Larsmo, *op.cit.*(64), p.35. [↑](#footnote-ref-78)
79. *ibid.*, pp.48-49. なお、原著における当該記述の箇所は、Alva Myrdal och Gunnar Myrdal, *Kris i befolkningsfrågan*, Folkupplaga (Tredje, Omarbetade och Utvidgade Upplagan), Stockholm: Albert Bonniers Förlag, 1934, pp.259-260. [↑](#footnote-ref-79)
80. Kungl. Maj:ts proposition Nr 13, “Kungl. Maj:ts proposition till riksdagen med förslag till lag om sterilisering, m.m.,” 1940.12.13. Kungliga biblioteket website <https://weburn.kb.se/riks/tv%C3%A5kammarriksdagen/pdf/web/1941/web\_prop\_1941\_\_\_\_13/prop\_1941\_\_\_\_13.pdf> [↑](#footnote-ref-80)
81. Första lagutskottets utlåtande Nr 31, “Utlåtande i anledning av dels Kungl. Maj:ts proposition med förslag till lag om sterilisering, m.m. dels ock i ämnet väckta motioner,” 1941.4.18. Kungliga biblioteket website <https://weburn.kb.se/riks/tv%C3%A5kammarriksdagen/pdf/web/1941/web\_utl\_1941\_\_\_l1u\_31/utl\_1941\_\_\_l1u\_31.pdf> [↑](#footnote-ref-81)
82. Riksdagens skrivelse Nr 180, “Riksdagens skrivelse till Konungen i anledning av dels Kungl. Maj:ts proposition med förslag till lag om sterilisering, m.m., dels ock i ämnet väckta motioner,” 1941.4.26. Kungliga biblioteket website <https://weburn.kb.se/riks/tv%C3%A5kammarriksdagen/pdf/web/1941/web\_rskr\_1941\_\_\_\_180/rskr\_1941\_\_\_\_180.pdf> [↑](#footnote-ref-82)
83. Lag (1941:282) om sterilisering [↑](#footnote-ref-83)
84. Lag (1938:318) om avbrytande av havandeskap　同法は堕胎法（Abortlag. スウェーデン法令全書1974年第595号）の施行により、1975年1月1日に廃止された。 [↑](#footnote-ref-84)
85. KUNGL. MAJ:TS KUNGÖRELSE med tillämpningsföreskrifter till lagen den 23 maj 1941 (nr 282) om sterilisering, 1941.6.13.（断種に関する1941年5月23日の法律（第282号）の適用命令に関する政府の命令） [↑](#footnote-ref-85)
86. 1941年法の概要に関する本節の記述は、主にStatens Offentliga Utredningar (SOU) 1999:2, *op.cit.*(28), pp.66-69; Kungl. Maj:ts proposition Nr 13, *op.cit.*(80), pp.7-10, 22-29による。 [↑](#footnote-ref-86)
87. 疾病治療のための断種が1941年法の適用から除外される根拠は、同法第1条第4項による。当該断種の例としては、前立腺疾患の治療の際に、精管を経由した感染を予防するため精管結紮（断種）を行うこと等がある。 [↑](#footnote-ref-87)
88. Kungl. Maj:ts proposition Nr 13, *op.cit.*(80) [↑](#footnote-ref-88)
89. *ibid.*, p.10. なお、1934年特定断種報告令第1条により、1934年法に基づかない断種を行った場合にも、当該断種を行った医師は、当該断種に関する報告を所定の様式により1か月以内にスウェーデン医療庁に行わなければならないと規定されていたが、多くの場合には、当該断種が正当であったことが当該報告からは明らかではなく、中には当該報告で断種の根拠として挙げられている理由が、1934年法に基づかない断種が許容される場合についての一般的に認められている原則に準拠していない事例もあった（*ibid.*）。 [↑](#footnote-ref-89)
90. *ibid.*, p.22. [↑](#footnote-ref-90)
91. *ibid.*, pp.22-24. なお本文の下線は本章の筆者による。 [↑](#footnote-ref-91)
92. *ibid.*, p.23. [↑](#footnote-ref-92)
93. *ibid.* [↑](#footnote-ref-93)
94. なお、人道的理由及び刑事政策的理由に基づく断種については、優生学的、社会的、医学的適応の場合にその観点を考慮に入れることができることから、個別の適応として規定することは不要とされた（Kungl. Maj:ts proposition Nr 13, *op.cit.*(80), p.27）。 [↑](#footnote-ref-94)
95. Första lagutskottets utlåtande Nr 31, *op.cit.*(81), p.21. [↑](#footnote-ref-95)
96. *ibid.*, pp.15-16. [↑](#footnote-ref-96)
97. *ibid.*, p.25. [↑](#footnote-ref-97)
98. Kungl. Maj:ts proposition Nr 13, *op.cit.*(80), p.14. [↑](#footnote-ref-98)
99. *ibid.*, p.24. [↑](#footnote-ref-99)
100. 当該通知は、スウェーデン医療庁が、1941年法及び1938年妊娠中絶法の適用に関する助言や指示について定める文書である。当該通知の名称は、“Meddelanden från kungliga medicinalstyrelsen, Nr 88 [1943], Råd och anvisningar rörande tillämpning av 1941 års steriliseringslag och abortlagen,” であり、Statens Offentliga Utredningar (SOU) 1999:2, *op.cit.*(28), pp.221-262にその抜粋が掲載されている。本文の記述内容は、*ibid.*, pp.235-236に記載されている（ただし、本文の括弧内の記述は理解を助けるために補足したものである。）。 [↑](#footnote-ref-100)
101. Kungl. Maj:ts proposition Nr 13, *op.cit.*(80), pp.22-29. [↑](#footnote-ref-101)
102. もちろん、被断種者の文書による同意が添付できない場合でも、同意を与える能力を有する者については本人の同意のない断種を認めないという原則（1941年法第1条）があるため、他の方法により、同意を与える能力を有する被断種者の同意があることを示さなければならない。 [↑](#footnote-ref-102)
103. Kungl. Maj:ts proposition Nr 13, *op.cit.*(80), p.31. 同意を与える能力を有する被断種者本人の同意なしに断種の許可申請を行うことは、そもそも1941年法の規定に反する。 [↑](#footnote-ref-103)
104. Broberg and Tydén, *op.cit.*(67) [↑](#footnote-ref-104)
105. Sven Ove Hansson, “Rashygienen i Sverige,” *Folkvett*, 1992(1), 1992, p.21. <https://www.vof.se/wp-content/uploads/folkvett/1992-1.pdf> [↑](#footnote-ref-105)
106. *ibid*. [↑](#footnote-ref-106)
107. 例えば、1997年8月25日付の*Philadelphia Inquirer*紙の記事がある（二文字理明・椎木章編著『福祉国家の優生思想―スウェーデン発強制不妊手術報道―』明石書店, 2000, p.117）。 [↑](#footnote-ref-107)
108. 国会オンブズマン（Justitieombudsmännen 又はRiksdagens ombudsmän）は、国会によって任命される職で、行政・司法機関及びその職員が法令を遵守してその職務を遂行していることを監督する等の任務を有する。“Uppgift och befogenheter.” Riksdagens ombudsmän website <https://www.jo.se/sv/Om-JO/Riksdagens-myndighet/> [↑](#footnote-ref-108)
109. “Framställning angående spörsmålet huruvida utskrivning eller permission från sinnessjukhus eller annan anstalt må förbindas med villkor om sterilisering, m.m.,” *Justitieombudsmannens Ämbetsberättelse avgiven till lagtima riksdagen år 1947*, Stockholm: Ivar Hæggström, 1947, pp.189-214. Kungliga biblioteket website <https://weburn.kb.se/riks/tv%C3%A5kammarriksdagen/pdf/web/1947/web\_berrdg\_1947\_\_\_jo\_/berrdg\_1947\_\_\_jo\_\_01.pdf> [↑](#footnote-ref-109)
110. Gunnar Broberg and Nils Roll-Hansen, *Eugenics and the Welfare State: Sterilization Policy in Denmark, Sweden, Norway and Finland*, East Lansing: Michigan State University Press, 2005, p.133. [↑](#footnote-ref-110)
111. *ibid.* [↑](#footnote-ref-111)
112. “Tvångssterilisering: “Sinnesslöhet socialt arv.” Karl Grunewald kämpade för lagens avskaffande,” *Dagens Nyheter*, 1997.8.21. [↑](#footnote-ref-112)
113. Thomas Barow, “Sveriges väg till integrering. Bengt Nirje och Karl Grunewald, två «pionjärer» ispecialpedagogik i norra Europa, om eugenik, mentalitetsförändringar och normalisering,” *Nordisk tidsskrift for spesialpedagogikk*, 81(3), 2003.9, p.190. <https://www.idunn.no/doi/epdf/10.18261/ISSN0048-0509-2003-03-06> [↑](#footnote-ref-113)
114. ノーマライゼーションの原理（normaliseringsprincip）とは、発達障害を有する者は「可能な限り通常に近い（så nær det normale som muligt）」生活を行う権利を有するべきであるという考え方をいう（“En kæmpe er fyldt 100 år,” *LEV Bladet*, Nr 2, 2019.4, p.5. <https://www.lev.dk/media/4hobklby/2019-2.pdf>）。なお、LEVはデンマークの発達障害者福祉に関する全国レベルの協会である。 [↑](#footnote-ref-114)
115. Anna Hollander, “19 The origin of the Normalization principle in Sweden and its impact on legislation today,” Robert J. Flynn and Raymond Lemay, eds., *A Quarter-Century of Normalization and Social Role Valorization: Evolution and Impact*, Ottawa: University of Ottawa Press, 1999, p.408. [↑](#footnote-ref-115)
116. Bengt Nirje, “The Normalization Principle and its Human Management Implications,” Robert B. Kugel and Wolf Wolfensberger, eds., *Changing Patterns in Residential Services for the Mentally Retarded*, Washington D.C.: President’s Committee on Mental Retardation, 1969, pp.178-195. Minnesota.gov Portal website <https://mn.gov/mnddc/parallels2/pdf/60s/69/69-CPS-PCR.pdf> [↑](#footnote-ref-116)
117. Första lagutskottets utlåtande Nr 23, “Utlåtande i anledning av väckta motioner angående en översyn av lagen om sterilisering,” 1955.3.24, p.18. Kungliga biblioteket website <https://weburn.kb.se/riks/tv%C3%A5kammarriksdagen/pdf/web/1955/web\_utl\_1955\_\_\_l1u\_23/utl\_1955\_\_\_l1u\_23.pdf> [↑](#footnote-ref-117)
118. *ibid.* [↑](#footnote-ref-118)
119. Motion i Första kammaren, Nr 509. Av fru Wallentheim m. fl., om översyn av steriliseringslagen, 1970.1.28.（断種法の見直しに関するヴァレントヘイム氏等による第一院動議第509号）Kungliga biblioteket website <https://weburn.kb.se/riks/tv%C3%A5kammarriksdagen/pdf/web/1970/web\_mot\_1970\_\_fk\_\_509/mot\_1970\_\_fk\_\_509.pdf> [↑](#footnote-ref-119)
120. Motion i Andra kammaren, Nr 437. Av fru Eriksson i Stockholm m. fl., om översyn av steriliseringslagen, 1970.1.27.（断種法の見直しに関するストックホルムのエリクソン氏等による第二院動議第437号）Kungliga biblioteket website <https://weburn.kb.se/riks/tv%C3%A5kammarriksdagen/pdf/web/1970/web\_mot\_1970\_\_ak\_\_437/mot\_1970\_\_ak\_\_437.pdf> [↑](#footnote-ref-120)
121. Motion i Första kammaren, Nr 509, *op.cit.*(119), p.16 [↑](#footnote-ref-121)
122. Första lagutskottets utlåtande Nr 60, “Utlåtande i anledning av motioner om översyn av steriliseringslagen,” 1970.10.20. Kungliga biblioteket website <https://weburn.kb.se/riks/tv%C3%A5kammarriksdagen/pdf/web/1970/web\_utl\_1970\_h%c3%b6st\_\_l1u\_60/utl\_1970\_h%c3%b6st\_\_l1u\_60.pdf> [↑](#footnote-ref-122)
123. Riksdagens skrivelse Nr 346, “Riksdagens skrivelse till Konungen med anledning av motioner angående beskattningen av multinationella företag m.m.,” 1970.11.10. Kungliga biblioteket website <https://weburn.kb.se/riks/tv%C3%A5kammarriksdagen/pdf/web/1970/web\_rskr\_1970\_h%c3%b6st\_\_\_346/rskr\_1970\_h%c3%b6st\_\_\_346.pdf> [↑](#footnote-ref-123)
124. Statens Offentliga Utredningar (SOU) 1974:25, “Fri sterilisering,” 1974.6.1. Kungliga biblioteket website <https://weburn.kb.se/sou/296/urn-nbn-se-kb-digark-2953219.pdf> の端書 [↑](#footnote-ref-124)
125. *ibid*. [↑](#footnote-ref-125)
126. Regeringens proposition (Prop.) 1975:18, “Regeringens proposition med förslag till steriliseringslag, m.m.,” 1975.2.27. Riksdagen website <https://data.riksdagen.se/fil/6B52F797-6370-4379-9E18-E01FA4814DF7> [↑](#footnote-ref-126)
127. Socialutskottets betänkande Nr 14 SoU1975:14, ‟Socialutskottets betänkande med anledning av dels propositionen1975:18 med förslag till steriliseringslag, m.m. jämte motion, dels propositionen 1975:50 i vad avser förslag till lag om ändring i lagen (1937:249) om inskränkningar i rätten att utbekomma allmänna handlingar,” 1975.4.29. Riksdagen website <https://data.riksdagen.se/fil/184A0D46-FFA7-4B9E-B80D-302A1C7A2621> [↑](#footnote-ref-127)
128. Lag (1975:580) om Sterilisering [↑](#footnote-ref-128)
129. この要件は、断種法改正（スウェーデン法令全書2012年第457号）により、2013年1月1日以降はスウェーデン国民である要件が削除され、「スウェーデン王国に居住していること」となっている。 [↑](#footnote-ref-129)
130. 妊娠中絶や他の避妊法を代替又は補完する家族計画目的での断種が、スウェーデンにおいて初めて法的に明確に規定され認められたのも、1975年法によってであった。 [↑](#footnote-ref-130)
131. 1975年法において、18歳以上25歳未満の者の断種申請にスウェーデン社会庁が許可を付与する三つの場合の詳細（制定時）は次のとおりである。①遺伝的適応（同法第3条第1号）：重大な精神の疾病若しくは異常、重度の身体の疾病又はその他の種類の重度の欠陥を伴い得る遺伝子が子孫に移転するという著しいリスクがある場合、②医学的適応（同法第3条第2号）：女性に関して、疾病、身体の欠陥又は虚弱の結果として、妊娠が同人の生命又は健康に重大な危険を伴う場合、③性別変更（同法第3条第3号）：特定の場合の性別の決定に関する法律（スウェーデン法令全書1972年第119号）第1条に基づく決定に関する申請に関連して、当該決定に対するその他の条件が存在している場合。ただし、本文及び上記で述べているように、これらの状況は本人の断種申請が許可される場合であり、同意能力のない者に断種を実施する場合ではない。この点で1975年法は1941年法とは性格を全く異にする。 [↑](#footnote-ref-131)
132. “Tvångssterilisering: “Sinnesslöhet socialt arv.” Karl Grunewald kämpade för lagens avskaffande,” *op.cit.*(112) [↑](#footnote-ref-132)
133. Statens Offentliga Utredningar (SOU) 1974:25, *op.cit.*(124), p.83. [↑](#footnote-ref-133)
134. *ibid.*, pp.14, 99. [↑](#footnote-ref-134)
135. Regeringens proposition (Prop.) 1975:18, *op.cit.*(126), pp.59-61. 例えばスウェーデン社会庁（Socialstyrelsen）は、異性と通常の性生活を持つことができる精神障害者は、実際にはほとんど常に、断種に有効な同意を与える能力を有しているとみなすことができ、したがって当該の者には、たとえ忍耐と優れた教育技術が必要であるにせよ、断種が何を意味するのかを教えることができ、同人は当該問題について自分で決定することもできる、同様のことは精神疾患者にも当てはまるとして、断種に有効な同意を与える能力のない者についての特別の規定を置くことに疑義を呈している（*ibid.*, p.59）。 [↑](#footnote-ref-135)
136. Lag (1972:119) om fastställande av könstillhörighet i vissa fall. Lagboken website <https://www.lagboken.se/views/pages/getfile.ashx?portalId=56&docId=2576097&propId=5&download=1> [↑](#footnote-ref-136)
137. Regeringens skrivelse (Skr.) 2000/01:73, “Redogörelse för steriliseringsfrågan i Sverige, åren 1935-1975 och regeringens åtgärder,” 2001.3.15, p.18. Riksdagen website <https://data.riksdagen.se/fil/B27C45BD-1F80-4963-AAC2-E89892E6486E> [↑](#footnote-ref-137)
138. “Rasren i välfärden. Folkhemmets förträngda arv,” *Dagens Nyheter*, 1997.8.20. なお、二文字・椎木編著　前掲注(107), pp.11-24に同記事の邦訳がある。 [↑](#footnote-ref-138)
139. Susan Danielsson, “Not Fit to Breed: Eugenics in Sweden, 1900 to Present,” *The Saber and Scroll Journal*, 9(1), 2020.6, pp.50-51. <https://saberandscroll.scholasticahq.com/article/28761-not-fit-to-breed-eugenics-in-sweden-1900-to-present> [↑](#footnote-ref-139)
140. Dan Balz, “Sweden sterilized thousands of ‘useless’ citizens for decades,” *Washington Post*, 1997.8.29. <https://www.washingtonpost.com/archive/politics/1997/08/29/sweden-sterilized-thousands-of-useless-citizens-for-decades/3b9abaac-c2a6-4be9-9b77-a147f5dc841b/> スウェーデン国内外における反響の詳細については、例えば二文字・椎木編著　前掲注(107), pp.107-120に記載がある。 [↑](#footnote-ref-140)
141. 二文字・椎木編著　同上, p.122. [↑](#footnote-ref-141)
142. Statens Offentliga Utredningar (SOU) 1999:2, *op.cit.*(28)の端書 [↑](#footnote-ref-142)
143. “Steriliseringar: Kommittédirektiv (Dir.) 1997:100.” Riksdagen website <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/kommittedirektiv/steriliseringar\_GLB1100> なお「委員会指令（kommittédirektiv）」は、政府が任命する調査委員会（utredning）や委員会（kommitté）の活動の基本方針を定めるものである（*ibid.*）。 [↑](#footnote-ref-143)
144. *ibid.* [↑](#footnote-ref-144)
145. *ibid.* [↑](#footnote-ref-145)
146. *ibid.* [↑](#footnote-ref-146)
147. 委員会指令には「民族浄化の信念（en tro på folkrening）」という強い言葉が使用されており、現行断種法施行以前の断種法制と当該法制の制定・適用を行った政策決定者等に対する1997年当時のスウェーデン政府の否定的な姿勢を看取することができる。 [↑](#footnote-ref-147)
148. スウェーデンにおいて国や地方自治体の損害賠償に関する規定を含む損害賠償法（Skadeståndslag. スウェーデン法令全書1972年第207号）の施行は1972年7月1日であり、それ以前には一般の（民事の）損害賠償責任に関する法律の規定はなかったため、1972年6月30日以前に有効な法令に基づいて断種された者は、そもそも損害賠償法の適用により国の補償を受けることができなかった（“Steriliseringar: Kommittédirektiv (Dir.) 1997:100,” *op.cit.*(143)）。 [↑](#footnote-ref-148)
149. Statens Offentliga Utredningar (SOU) 1999:2, *op.cit.*(28)の端書 [↑](#footnote-ref-149)
150. *ibid.* [↑](#footnote-ref-150)
151. *ibid.* [↑](#footnote-ref-151)
152. Statens Offentliga Utredningar（SOU）2000:20, *op.cit*.(56) [↑](#footnote-ref-152)
153. Statens Offentliga Utredningar (SOU) 2000:22, Mattias Tydén, “*Från politik till praktik: de svenska steriliseringslagarna 1935-1975.*” [↑](#footnote-ref-153)
154. Regeringens skrivelse (Skr.) 2000/01:73, *op.cit.*(137), p.3. [↑](#footnote-ref-154)
155. *ibid*, p.6 [↑](#footnote-ref-155)
156. Regeringens proposition (Prop.) 1998/99:71, *op.cit.*(28) [↑](#footnote-ref-156)
157. 断種補償委員会（本章V2及びV3で詳述）における口頭弁論を非公開とする場合の根拠条文を変更するものであり、補償の本質に関わる箇所の修正ではない。 [↑](#footnote-ref-157)
158. Socialutskottets betänkande 1998/99: SoU13, “*Ersättning av staten till steriliserade i vissa fall*.” Riksdagen website <https://data.riksdagen.se/fil/520BF997-205B-407F-812E-3D12D5DD0E26> [↑](#footnote-ref-158)
159. “Ersättning av staten till steriliserade i vissa fall (Socialutskottets betänkande 1998/99:SoU13).” Riksdagen website <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/arende/betankande/ersattning-av-staten-till-steriliserade-i-vissa\_GM01SoU13>; Riksdagsskrivelse 1998/99:208 [↑](#footnote-ref-159)
160. Lag (1999:332) om ersättning till steriliserade i vissa fall [↑](#footnote-ref-160)
161. Regeringens proposition (Prop.) 1998/99:71, *op.cit.*(28), pp.13-14. [↑](#footnote-ref-161)
162. *ibid.*, p.15. [↑](#footnote-ref-162)
163. *ibid.* [↑](#footnote-ref-163)
164. *ibid.* [↑](#footnote-ref-164)
165. *ibid*., pp.16-17. [↑](#footnote-ref-165)
166. *ibid*., p.17. [↑](#footnote-ref-166)
167. *ibid.,* p.18. [↑](#footnote-ref-167)
168. 1938～1963年の期間に子供を持つ女性に与えられた、資力調査（ミーンズテストともいう。受給資格の有無を判定するための所得や資産等の調査）を要件とする国の給付金（Regeringens proposition (Prop.) 1998/99:71, *op.cit.*(28), pp.18-19） [↑](#footnote-ref-168)
169. Giftermålsbalk (1920:405) [↑](#footnote-ref-169)
170. Regeringens proposition (Prop.) 1998/99:71, *op.cit.*(28), p.18. [↑](#footnote-ref-170)
171. *ibid.*, pp.18-19. [↑](#footnote-ref-171)
172. *ibid.*, p.19. [↑](#footnote-ref-172)
173. *ibid.* [↑](#footnote-ref-173)
174. Regeringens proposition (Prop.) 1998/99:71, *op.cit.*(28), p.19. [↑](#footnote-ref-174)
175. *ibid.*, pp.19-20. [↑](#footnote-ref-175)
176. *ibid.*, p.19. [↑](#footnote-ref-176)
177. *ibid.*, p.16. [↑](#footnote-ref-177)
178. スウェーデン・クローナの1999年の対日本円年平均為替相場は、International monetary Fund (IMF), *International Finantial Statistics Yearbook 2000*, 2000所収の1999年のスウェーデン・クローナ及び日本円の対米ドル年平均為替相場からの換算額である。以下本章Ⅳ2(3)において、邦貨換算額の換算レートは、年次によらず、1999年の1スウェーデン・クローナ＝13.79円を使用する。 [↑](#footnote-ref-178)
179. Regeringens proposition (Prop.) 1998/99:71, *op.cit.*(28), p.21. [↑](#footnote-ref-179)
180. ある行為によって他人に生じた損害を賠償する責任が生じる場合に、その行為を不法行為という（高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典　第5版』有斐閣, 2016, p.1157）。本章では不法行為に関する法の意味で「不法行為法」の語を用いている（すなわち「不法行為法」の語は、特定の具体的な法典名を指しているのではない）。 [↑](#footnote-ref-180)
181. Statens Offentliga Utredningar (SOU) 1999:2, *op.cit.*(28), p.143. [↑](#footnote-ref-181)
182. *ibid.* [↑](#footnote-ref-182)
183. *ibid.*, pp.144-145. [↑](#footnote-ref-183)
184. 交通事故で負傷した者又はその親族に対する賠償の権利及び賠償額を審査する機関（当該事故について処理又は支払を行う保険会社の如何を問わない）。法務・財産管理及び行政サービス庁（本章Ⅴ6(4)参照）の監督を受ける。“Om oss.” Trafikskadenämnden website <https://www.trafikskadenamnden.se/om-oss/> [↑](#footnote-ref-184)
185. Statens Offentliga Utredningar (SOU) 1999:2, *op.cit.*(28), p.145. [↑](#footnote-ref-185)
186. *ibid.*, pp.146-148. [↑](#footnote-ref-186)
187. *ibid.* [↑](#footnote-ref-187)
188. Regeringens proposition (Prop.) 1998/99:71, *op.cit.*(28), p.22. [↑](#footnote-ref-188)
189. *ibid.* 政府提出議案はさらに、この補償（案）は、公的責任に対して適用される現行の不法行為法上の原則からの重大な逸脱を伴っており、したがって国からの損害賠償を目指す他の集団が、将来、損害賠償の根拠として当該補償を援用することはできないとも述べている（*ibid*., p.9）。 [↑](#footnote-ref-189)
190. Lag (1999:857) om ändring i lagen (1999:332) om ersättning till steriliserade i vissa fall (SFS 1999:857). Lagboken website <https://www.lagboken.se/views/pages/getfile.ashx?portalId=56&docId=46545&propId=5&download=1> [↑](#footnote-ref-190)
191. 本人が自ら申請書に署名することができない場合には、当該の者の法定代理人（保佐人（god man）や成年後見人（förvaltare））が申請を行うことができる（Regeringens proposition (Prop.) 1998/99:71, *op.cit.*(28), p.32）。 [↑](#footnote-ref-191)
192. Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms. 条文の内容は、英語版 “European Court of Human Rights.” European Court of Human Rights website <https://www.echr.coe.int/Documents/Convention\_ENG.pdf>; 非公式日本語訳「ヨーロッパにおける人権および基本的自由の保護のための条約」European Court of Human Rights website <https://www.echr.coe.int/Documents/Convention\_JPN.pdf> による。 [↑](#footnote-ref-192)
193. Regeringens proposition (Prop.) 1998/99:71, *op.cit.*(28), pp.22-23. [↑](#footnote-ref-193)
194. Förordning (1999:614) med instruktion för Steriliseringsersättningsnämnden [↑](#footnote-ref-194)
195. Lag (2001:1196) om ändring i lagen (1999:332) om ersättning till steriliserade i vissa fall. Lagboken website <https://www.lagboken.se/views/pages/getfile.ashx?portalId=56&docId=49621&propId=5&download=1> [↑](#footnote-ref-195)
196. 正確には、2001年6月末で一旦補償申請の期限が到来したが、補償申請の期限に関する2001年の補償法改正（スウェーデン法令全書2001年第1196号。2002年1月1日施行）は、2001年7月1日に遡って適用されることとされたため、実質的には補償申請期限が切れ目なく2002年12月末まで延長されたことになる。 [↑](#footnote-ref-196)
197. Regeringens proposition (Prop.) 2003/04:1, “Budgetpropositionen för 2004, Utgiftsområde 9 Hälsovård sjukvård och social omsorg,” p.31. Riksdagen website <https://data.riksdagen.se/fil/959E57FE-1A08-4C3A-BE3B-F8AF1F05133B> [↑](#footnote-ref-197)
198. Förordning (2003:762) om upphävande av förordningen (1999:614) med instruktion för Steriliseringsersättningsnämnden [↑](#footnote-ref-198)
199. Regeringens proposition (Prop.) 2004/05:1, “Budgetpropositionen för 2004, Utgiftsområde 9 Hälsovård sjukvård och social omsorg,” p.39. Riksdagen website <https://data.riksdagen.se/fil/18E255C7-8296-48E4-97D6-6ED06E7A5BEE> [↑](#footnote-ref-199)
200. “Steriliseringslagen för transsexuella avskaffas.” Forum för levande historia website <https://www.levandehistoria.se/hbtq/Warren-Kunce-steriliseringslagen-for-transsexuella-avskaffas> [↑](#footnote-ref-200)
201. Kungl. Maj:ts proposition Nr 6, “Kungl. Maj:ts proposition med förslag till lag om fastställande av könstillhörighet i vissa fall, m.m.,” 1971.12.3. Riksdagen website <https://data.riksdagen.se/fil/2F6D75B0-F382-44F8-ADE4-FE822854FCA5> [↑](#footnote-ref-201)
202. *ibid.*, pp.23, 49-50. [↑](#footnote-ref-202)
203. Lag (1972:120) om ändring i lagen (1941:282) om sterilisering [↑](#footnote-ref-203)
204. 正式名称は、Riksförbundet för homosexuellas, bisexuellas, transpersoners, queeras och intersexpersoners rättigheter（ホモセクシュアル、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クィア及びインターセクシュアルの権利のための全国連盟） [↑](#footnote-ref-204)
205. “Steriliseringslagen för transsexuella avskaffas,” *op.cit.*(200)（脚注(200)のウェブサイトの④“Steriliseringslagen för transsexuella avskaffas”をクリックし、更に表示されたコラムの一番下の“fördjupning”をクリックする。）なお、2001年にRFSLは、トランスジェンダーの人々を同団体のターゲットグループに含めることを決定した（“Viktiga årtal.” <https://transformering.se/vad-ar-trans/viktiga-artal>）。 [↑](#footnote-ref-205)
206. Socialdepartementet, “Avskaffande av steriliseringskrav som villkor för ändrad könstillhörighet,” Departementsserien(Ds) 2012:46, 2012.11.15, pp.44-45. Regeringskansliet website <https://www.regeringen.se/contentassets/51bcb4cb7dee44d18786853ed121c555/avskaffande-av-steriliseringskrav-som-villkor-for-andrad-konstillhorighet-ds-201246/> ジョグジャカルタ原則そのものには法的拘束力はないが、同原則の元となった人権保護分野の様々な基準（条約等）を各国が承認している場合には、当該国は当該基準に拘束され、性的志向及び性同一性の領域においてもその基準に基づいて（すなわち、ジョグジャカルタ原則が示す方向で）措置を講じる必要がある。なお、Ds（各省調査報告書）については、後掲注(210)を参照。 [↑](#footnote-ref-206)
207. 当該判決は、断種手術を受けることを拒否したため、性別変更決定の断種要件を満たしていないとしてスウェーデン社会庁に性別変更決定の申請を拒否された者と、同庁との間の訴訟に関するものである（“Swedish Court Repeals Sterilisation Requirement.” TGEU website <https://tgeu.org/swedish-court-repeals-sterilization-requirement/>）。当該判決については、次の国際法律家委員会のURLに掲載あり。International Commission of Jurists website <https://www.icj.org/wp-content/uploads/2012/12/Kammarrttens\_dom\_-\_121219.pdf> [↑](#footnote-ref-207)
208. Regeringens proposition (Prop.) 2012/13:107, “Upphävande av kravet på sterilisering för ändrad könstillhörighet,” 2013.3.14, p.17. Regeringskansliet website <https://www.regeringen.se/contentassets/ae96b06711d54cdb8e07768eb613a444/upphavande-av-kravet-pa-sterilisering-for-andrad-konstillhorighet-prop-201213107/> [↑](#footnote-ref-208)
209. “Steriliseringslagen för transsexuella avskaffas,” *op.cit.*(200) [↑](#footnote-ref-209)
210. Socialdepartementet, *op.cit.*(206). 各省調査報告書（省シリーズ（Departmentsserien）、省覚書（Departementspromemorian）と呼ばれることもある。略称Ds）は、政府調査委員会（その報告書がSOU）よりも小規模な、各省単位で行われる立法関係等の調査の報告書をいう（萩原編著　前掲注(29), p.42）。 [↑](#footnote-ref-210)
211. Regeringens proposition (Prop.) 2012/13:107, *op.cit*.(208) [↑](#footnote-ref-211)
212. Socialutskottets betänkande 2012/13:SoU24, “Upphävande av kravet på sterilisering för ändrad könstillhörighet,” 2013.5.14. Riksdagen website <https://data.riksdagen.se/fil/DCD57DA3-744A-408C-A481-864394E1E9C5> [↑](#footnote-ref-212)
213. Riksdagsskrivelse 2012/13:231, 2013.5.22. Riksdagen website <https://data.riksdagen.se/fil/88F2EA41-4DB2-464A-968F-41205E8B4468> [↑](#footnote-ref-213)
214. Lag (2013:405) om ändring i lagen (1972:119) om fastställande av könstillhörighet i vissa fall. Lagboken website <https://www.lagboken.se/views/pages/getfile.ashx?portalId=56&docId=1655814&propId=5&download=1> [↑](#footnote-ref-214)
215. Socialdepartementet, “Förslag till lag om ersättning till personer som har fått ändrad könstillhörighet fastställd i vissa fall,” Departementsserien (Ds) 2017:6, 2017.3.27, p.16. Regeringskansliet website <https://www.regeringen.se/contentassets/bd85448c10c545629c6314d09f860162/forslag-till-lag-om-ersattning-till-personer-som-har-fatt-andrad-konstillhorighet-faststalld-i-vissa-fall-ds2017-6.pdf> [↑](#footnote-ref-215)
216. 法務監察長官は政府の最高の法律顧問であり、国会オンブズマン（JO）に対応する政府のオンブズマンの任務も行う（萩原編著　前掲注(29), p.108）。行政機関及び公務員の法令遵守に関する監督もその任務に含まれる（“Om Justitiekanslern.” Justitiekanslern website <https://www.jk.se/om-oss/>）。 [↑](#footnote-ref-216)
217. Socialdepartementet, *op.cit.*(215), p.18. [↑](#footnote-ref-217)
218. *ibid*, pp.16, 20-21. [↑](#footnote-ref-218)
219. Regeringens proposition (Prop.) 2017/18:64, “Statlig ersättning till personer som har fått ändrad könstillhörighet fastställd i vissa fall,” 2017.12.13, p.11. Regelingskansliet website <https://www.regeringen.se/globalassets/regeringen/bilder/socialdepartementet/folkhalsa-och-sjukvard/prop-2017-1864.pdf> [↑](#footnote-ref-219)
220. *ibid.* [↑](#footnote-ref-220)
221. Socialdepartementet, *op.cit.*(215), p.1. [↑](#footnote-ref-221)
222. *ibid.* [↑](#footnote-ref-222)
223. Regeringens proposition (Prop.) 2017/18:64, *op.cit.*(219), p.10. [↑](#footnote-ref-223)
224. *ibid.* [↑](#footnote-ref-224)
225. Socialutskottets betänkande 2017/18:SoU19, “Statlig ersättning till personer som har fått ändrad könstillhörighet fastställd i vissa fall,” 2018.3.15. Riksdagen website <https://data.riksdagen.se/fil/CC30C40C-254B-4F3F-84EF-F1EE649BA3CD> [↑](#footnote-ref-225)
226. Riksdagsskrivelse 2017/18:186, 2018.3.21. Riksdagen website <https://data.riksdagen.se/fil/F83F1D9D-5C1F-4A75-8686-E6ED89EBB081> [↑](#footnote-ref-226)
227. Lag (2018:162) om statlig ersättning till personer som har fått ändrad könstillhörighet fastställd i vissa fall [↑](#footnote-ref-227)
228. Regeringens proposition (Prop.) 2017/18:64, *op.cit.*(219), p.19. [↑](#footnote-ref-228)
229. *ibid.*, pp.19-20. [↑](#footnote-ref-229)
230. *ibid.* [↑](#footnote-ref-230)
231. *ibid.*, p.20. [↑](#footnote-ref-231)
232. *ibid.*, p.12. [↑](#footnote-ref-232)
233. スウェーデン・クローナの2018年の対日本円年平均為替相場は、“International Financial Statistics (IFS)*.*”IMF Data website <https://data.imf.org/?sk=4c514d48-b6ba-49ed-8ab9-52b0c1a0179b>所収の2018年のスウェーデン・クローナ及び日本円の対米ドル年平均為替相場からの換算額である。以下本章Ⅴ6及びV7において、邦貨換算額の換算レートは、年次によらず、2018年の1スウェーデン・クローナ＝12.71円を使用する。 [↑](#footnote-ref-233)
234. Regeringens proposition (Prop.) 2017/18:64, *op.cit.*(219) [↑](#footnote-ref-234)
235. *ibid.*, p.14. [↑](#footnote-ref-235)
236. *ibid.*, p.17. [↑](#footnote-ref-236)
237. *ibid.*, p.15. [↑](#footnote-ref-237)
238. *ibid.*, p.11. [↑](#footnote-ref-238)
239. *ibid.* [↑](#footnote-ref-239)
240. *ibid.* [↑](#footnote-ref-240)
241. *ibid.*,p.17. [↑](#footnote-ref-241)
242. *ibid.* [↑](#footnote-ref-242)
243. *ibid.*,p.15. [↑](#footnote-ref-243)
244. *ibid.*, pp.22-23. これに加えて、「特定の場合の子供及び若者の社会的ケアにおける虐待又はネグレクトによる補償に関する法律」（スウェーデン法令全書2012年第663号）によって、1920年から1980年の期間に児童保護施設で行われていた虐待に対して支払われた国の補償額（25万クローナ）との比較が行われ、性別変更の断種要件に関する補償額を当該金額を超えるものとするのは難しいとも判断された（*ibid.*,p.23）。 [↑](#footnote-ref-244)
245. *ibid.,* p.23. [↑](#footnote-ref-245)
246. “Kammarkollegiets uppgifter.” Kammarkollegiet website <https://www.kammarkollegiet.se/om-oss/kammarkollegiets-uppgifter> 業務内容を踏まえた機関名の邦訳をスウェーデン語から行うのが困難であるため、同庁のウェブサイト“About us.” Kammarkollegiet website <https://www.kammarkollegiet.se/engelska/start/about-us> に掲載されている同機関の英訳名Legal, Financial and Administrative Services Agencyを基に邦訳を行った。 [↑](#footnote-ref-246)
247. Regeringens proposition (Prop.) 2017/18:64, *op.cit.*(219), p.25. 2018年補償法に基づく補償の審査は、断種要件が存続していた期間内に性別変更の申請が行われ承認されたか否かを判定するのみであり、裁量の余地は含まれていないとされている（*ibid.*, p.32）。 [↑](#footnote-ref-247)
248. *ibid.*, pp.25-26. [↑](#footnote-ref-248)
249. *ibid.*, pp.31-33. [↑](#footnote-ref-249)
250. Regeringens proposition (Prop.) 1998/99:71, *op.cit.*(28), p.26. [↑](#footnote-ref-250)
251. Kammarkollegiet, *Årsredovisning 2020*, pp.73-74. <https://www.kammarkollegiet.se/download/18.55efd74d177741c4fb378708/1614158645682/%C3%85rsredovisning%202020.pdf> [↑](#footnote-ref-251)
252. *ibid.*, p.74. [↑](#footnote-ref-252)
253. Olof Hammarsten et al., *Utvecklings- och ärftlighetslära för det differentierade gymnasiet*, 3. upplagan, Stockholm: Sv. bokförl, 1942. [↑](#footnote-ref-253)
254. *ibid.*, pp.56-57. [↑](#footnote-ref-254)
255. *ibid.*, p.56. [↑](#footnote-ref-255)
256. *ibid.*, pp.56-57. [↑](#footnote-ref-256)
257. 常染色体の相同遺伝子の片側の遺伝子が異なるもの [↑](#footnote-ref-257)
258. Hammarsten et al., *op.cit.*(253), p.57. [↑](#footnote-ref-258)
259. *ibid.* [↑](#footnote-ref-259)
260. Forum för levande historia <https://www.levandehistoria.se/> [↑](#footnote-ref-260)
261. Statens Offentliga Utredningar (SOU) 2001:5, ‟[Forum för Levande historia],” 2001.2.7, pp.17-18. Regeringskansliet website <https://www.regeringen.se/contentassets/e3d5db33d8bc4ff7b9b99e5aae9af08a/forum-for-levande-historia/> [↑](#footnote-ref-261)
262. “Forum för Levande historia: Kommittédirektiv (Dir.) 1999:75,” 1999.9.30. Riksdagen website <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/kommittedirektiv/forum-for-levande-historia\_GNB175> [↑](#footnote-ref-262)
263. Statens Offentliga Utredningar (SOU) 2001:5, *op.cit.*(261) [↑](#footnote-ref-263)
264. “Vår historia.” Forum för levande historia website <https://www.levandehistoria.se/om-oss/var-verksamhet/var-historia> [↑](#footnote-ref-264)
265. “Rasbiologi 1930-talet till 1950-talet.” Forum för levande historia website <https://www.levandehistoria.se/node/5632> [↑](#footnote-ref-265)
266. “HBTQ, normer & makt.” Forum för levande historia website <https://www.levandehistoria.se/hbtq> [↑](#footnote-ref-266)